

1890年代ドイツ化学工業と認可闘争：営業監督官の 役割をめぐって

田北, 廣道
九州大学大学院経済学研究院：教授

<https://doi.org/10.15017/1445937>

出版情報：経済學研究. 80 (5/6), pp.79-111, 2014-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

1890年代ドイツ化学工業と認可闘争： 営業監督官の役割をめぐって¹⁾

田 北 廣 道

はじめに

ドイツ化学工業は、1880年代後半から「生産の科学化」(Andersen, 1990, p.163)を基礎に寡占の大企業を形成しつつ急成長を遂げ、20世紀初頭には合成染料により世界市場を席卷したことは、周知の事実に属する(加来, 1986)。しかし、ドイツ化学工業の発展は、自由な市場関係のもとで進行したわけではない。帝国営業条例にも継承される事前営業認可制度は、1845年プロイセン『一般営業条例』以来、「あらゆる種類の化学工場」(GS, 1845, p.46)を対象に据えており、創業時ないし経営内容変更時には行政当局から認可取得を義務づけていたからである。1877年創立の「ドイツ化学産業利益擁護連盟」(以下、化学連盟と略す)は、それを国際競争力を脅かす最大の障害の一つと捉え、『営業条例』・『執行規則』の改訂をめざして帝国宰相・連邦参議院宛に嘆願活動をくり返したが、大きな成果はなかった(Henneking, 1994, pp.112-125)。しかし、認可審査制度は19世紀を通じて確実に変化していた。この点は、認可申請後に発生した環境闘争に関わる関連主体(中央政府・地方政府・自治体政府、企業、住民)の関係、あるいはゲーム・ルール(隣人権を含む国家・自治体の法規制、経済・政治的影響力、闘争の行方を左右する判断基準としての現地状況と科学技術の重みなど)の変化から鮮明に読み取れる(田北, 2013, 2013a)。すなわち、認可制度導入直後の1845年から第一次世界大戦前までの都市バルメンとエルバーフェルトに立地する化学工場をめぐる認可闘争から判断する限り、1880年代が大きな分岐点に当たっていた。その概要については、Iで簡単に振り返る。ここでは、この成果がドイツ環境史の研究潮流を追認するとともに、新たな論点を追加したことを確認しておきたい。すなわち、「環境史の分水嶺としての第二帝政期」(Uekötter, 2007, p.14: Brüggemeier / Toyka-Seid, 1995, p.17)という時代的節目を再確認すると同時に、「大工業の序曲」(Bayerl, 1994)の一齣として認可闘争の沈静化を指摘したのである(表1を参照)²⁾。

本論は、第二帝政期の認可闘争に生じた変化を、この時期認可審査に大きく関与することになった営業監督官の役割に注目しつつ検討することを狙いとしている。Iでは、営業監督官制度の発展過程を簡単に辿った上で、これまでの実証研究を踏まえつつ1880年代から第一次世界大戦前の認可審査制

1) 本論は、科学研究費補助金・基盤(C)「第二帝政期ドイツの環境闘争と科学主義の台頭」(平成25-27年度: 課題番号25380430)に基づく成果の一部である。

2) G. バイエールは、周知の「二重革命」を除いて、効率的な行政・官僚組織、社会的規律化、科学の専門化、「自然の資源化、成長思想の漸次的浸透」を挙げている(Beyerl, 1994)。なお、バイエールの所説については、その意義と限界を含めて、田北, 2013, p.80: 2013b, pp.59-60を参照せよ。

表1 認可申請数に対する抵抗発生数

| 年 | 認可申請数 | 抵抗発生数(比率) |
|-----------|-------|------------|
| 1840/1849 | 4 | 2 (50%) |
| 1850/1859 | 11 | 10 (90.9) |
| 1860/1869 | 12 | 10 (83.3) |
| 1870/1879 | 76 | 42 (55.3) |
| 1880/1889 | 84 | 40 (47.6) |
| 1890/1899 | 62 | 26 (41.9) |
| 1900/1914 | 169 | 49 (29.0) |
| 合計 | 421 | 182 (43.2) |

[典拠] Henneking, 1994, p.404所収の表7から筆者が作成。

度における主要な変化を略述して、本論の課題を明らかにする。続くIIでは、1890年代にバルメンとデュッセルドルフに立地する2つの化学企業（イエガーとディッケ）を取り上げ、認可闘争あるいは認可審査における営業監督官の役割を考察する。なお、接近方法は、これまでと同様に関連主体とゲーム・ルールに注目する手法を踏襲しているが、利用する史料として認可闘争関係の裁判史料以外に営業監督官の『年次報告書』が加わることを付記しておく（田北, 2010）。

I. 1880年代～第一次世界大戦の認可審査体制の変化：営業監督官の役割をめぐって

(1) 19世紀における営業監督官制度の発達

ここではJ. ジモンズの著書と、それに大きく依拠したR. ヘンネキンの業績を主な手がかりにして、19世紀ドイツにおける営業監督官制度の発達過程を簡単に振り返ってみよう（Simons, 1984, pp.11-194；Henneking, 1994, 104-111；表2を参照）。

S. ペシュケルは、『ドイツにおける営業監督の発達』と題する古典的著書を、「あらゆる国の工場立法は、若年労働者の保護から始まった」（Poerschke, 1913, p.1）との書き出しから始めた。それに忠実に従うかのようにヘンネキンは、工場監督制度の起源を、文部（教育）相のアルテンシュタインが産業地域における児童労働の状況把握のために1824年に実施したアンケート調査まで遡及して論じている。デュッセルドルフ行政管区からの回答に「定期的な工場査察の実施」に関する提案が含まれていたからだ（Henneking, 1994, p.105）。しかし、その実現までには、1839年『工場における若年労働者の雇用に関する規制』（GS, 1839, pp.156-158）を待たねばならなかった。この法は、9歳未満の児童を「工場、あるいは鉱山・冶金・碎鉱施設」で常時雇用することを禁止する条文から始まり、16歳未満の就学機会確保や労働時間の制限をその主要内容としているが、同時に第7条に監督機関として警察・学校当局を挙げている（op. cit., p.157）。しかし、この当局には中立的立場から工場主と正面から交渉するだけの気構えが欠けていて実効性はあがらず、特別な監督機関設置の必要性が痛感されたという（Simons, 1984, p.16）。1847年文化相アイヒホルンは、「在地委員会」の設置を提案した。ただ、

表2 19-20世紀初頭の営業監督官制度

| 年月 | 営業条例・執行規則 | 営業監督官 | 都市条例・化学連盟・論文 |
|---------|--|--|---------------------------------|
| 1839 | | 工場における若年労働者の雇用に関する規制 (GS, pp.156-158) | |
| 1839 | | | B 街路条例 (RD, 24654, p.15) |
| 1845 | GO (事前認可制度の導入) (GS, pp.41-78) | | |
| 1845/55 | | | ⇒ヴェーゼンフェルト闘争 (田北, 2011b) |
| 1853 | | 1839年規制への追加規定 (GS, pp.225-227)：任意の工場査察官 | |
| 1853 | KRD 宛法令「産業施設の認可取得手続き」(Amtbl, 38) | | |
| 1854/73 | | D 行政管区初代 GR, Junkermann (Karl, 1993, pp.66-67) 警察官・退役軍人 | |
| 1855 | 化学工場についての認可手続き (Mbl, 16, p.88) | | |
| 1861 | GO・執行規則 (GS, pp.749-753 : Mbl, 22, pp.172-176) | | |
| 1863/68 | | | ⇒イエガー闘争 (田北, 2009) |
| 1865 | | | アニリン工場条例 (Mbl, 26, pp.158-159) |
| 1869 | 北ドイツ連邦 GO (BG, 26, pp.245-282) | | |
| 1869/73 | | | ⇒ヴェーゼンフェルト闘争 (田北, 2012b) |
| 1871 | 帝国 GO (Kloeper, 1994, p.44) | | |
| 1872/75 | | | ⇒イエガー闘争 (田北, 2010a) |
| 1873/76 | | D 行政管区第二代 GR, Steinkopf (Karl, 1993, pp.98-99) 郡書記 | |
| | | | ⇒イエガー闘争 (田北, 2008) |
| 1876/88 | | D 行政管区第三代 GR, Dr.Wolff (Karl, 1993, pp.102, 111)、薬学 | |
| 1877 | | | 化学連盟の創設 (CI, 1, 1878, pp.1-4) |
| 1878 | GO の修正に関する法 (RG, pp.199-209) | 営業監督官設置の義務化 (第139条 b 項) | |
| 1879 | | 営業監督官の職務規則 (Mbl, 40, pp.152-155) | |
| 1881 | | | 化学連盟の検討委員会 (CI, 1, 1881, p.330) |
| 1883 | 行政・行政官庁の権限に関する法 (GS, pp.277-278) | 人口1万人以上の都市：化学工業の審査を地区委員会へ | |

| 年月 | 営業条例・執行規則 | 営業監督官 | 都市条例・化学連盟・論文 |
|-----------|---|---|----------------------------------|
| 1883/85 | | | ⇒ダール・ヘルベルツ闘争 (田北, 2011c) |
| 1884 | 北ドイツ GO の執行規則の改正 (Mbl, 45, pp.164-170) | 営業監督官の認可審査への強い 関与：予備審査と意見聴取会 | |
| 1889/99 | | | ⇒ダール闘争 (RD, 24627) |
| 1889/1905 | | D 行政管区第四代 GR、 Dr.Theobald (Karl, 1993, p.119)、 鉱山・鉱物学 | |
| 1891 | | 営業監督官の設置と営業査察組 織に関する布告 (GS, p.165) | |
| 1892 | | 営業監督役人の職務規則 (Mbl, 53, pp.160-164) | |
| 1893 Dez | | 連邦参議院：『年次報告書』中の 「近隣住民保護」の章の削除を決 定 | |
| 1894/96 | | | ⇒イエガー・ディッケ闘争 |
| 1897 | | 営業監督役人の素養・試験規則 (Mbl, 58, pp.221-224) | |
| 1900 | 帝国 GO (GS, pp.871-979) | | |
| 1906 | | | 道路行政令 (RD, 24643, pp.110-111) |
| 1907/09 | | 工場から営業全体への監督対象 の拡大 (Simson, 1984, p.107) | ⇒イエガー闘争 (田北, 2011a) |

(注) B →バルメン、D →デュッセルドルフ、GO →営業条例、GR →営業監督官、KR →国王政府、⇒は論文
[典拠] 筆者が作成。

それを設置するかどうかの判断は各行政管区に委ねられており、加えて執行権のない名誉職の委員から構成されていたため、活動も低調でほとんど効果はなかった (op. cit., p.17)³⁾。

この状況を変えたのが、1853年『工場における若年労働者の雇用に関する1839年規制の変更に関する法』(GS, 1853, pp.225-227)である。第11条に「この法の執行について必要な場合、国家当局の機関として工場査察官により監督される」(op. cit., p.227)とあるように、在地警察当局の権限をもつ工場査察官が登場したからである。しかし、その設置は、相変わらず各行政管区の裁量に委ねられており、ラインラントではデュッセルドルフとアーヘンに置かれたにすぎない。その後、北ドイツ連邦とドイツ帝国の時代になっても、当初、人数は少なく権限も弱く営業監督制度は低調だった。それを一気に覆したのが、1878年改訂版『営業条例』第139条bである (Heneking, 1994, p.106-107)⁴⁾。「当該役人の単独か、通常の警察当局と協力してか」を問わず、工場労働者の監督を行う役人の設置を義務づけ

3) デュッセルドルフ行政管区の医療評議員として認可審査にも関与した医師 E. バイヤー博士は、1874年時点の管区内の工場制工業をめぐる公衆衛生問題を扱った著書において、この委員会の人的構成にも言及している。「大規模な工場都市バルメンとエルバーフェルトにおいて工場監督は、数年来、警察役人1名、医療役人1名および技術者1名から構成される委員会によって実施されている」(Beyer, 1876, p.137)。

たからである (Simons, 1984, pp.38-40)。1890年までにプロイセン領内で29名の査察官が任命されている (op. cit., p.45)。

その翌年には『営業監督官の職務規則』(Mbl, 40, pp.152-155) が公布された。この史料は、2つの意味から重要である。一方で、定期的な工場査察を定めた第3条にある表現、「労働者と近隣住民にとって特別な危険と結びついた経営」(op. cit., p.153) から読み取れるように、労働者以外に工場近隣住民の保護が新たな職務領域に加えられた。他方で、そこに盛り込まれた3つの規定と関連して、工場近隣住民の保護について実効性と熱意とを疑問視する所説にとって大きな拠り所となった (Simons, 1984, pp.41-42 : Henneking, 1994, p.107 : Uekötter, 2003, pp.134-135)。第1に、児童・婦人労働と労働者一般の保護との兼務のため多忙で、近隣住民の保護まで手が回らなかったというのである⁵⁾。バーデンの営業監督官のフクスは、自らの経験談として「労働保護と結びつかなければ、時間を割かない」(Fuchs, 1907, p.117) と、まで述べている⁶⁾。第2に、査察時に発見された不正に対処する際に、直接の執行権がないことである。第4条に、「個々の違法行為と弊害の除去のために、善意に基づく抗議と適切な助言を行うようにつとめるべきである。そのような方法で法的要求が達成されないうち営業監督官は、問題が若年労働者ないし婦人労働者の雇用に関わる限りで、確認される違反を正規の行政当局に通知して、更なる措置の導入を要請しなければならない」(Mbl, 40, p.153) とあり、直属の警察・行政当局に通知して処分を願いでなければならなかったのである。

第3に、職務の中心を技術的知識と職務経験に基づいた企業家・労働者(大衆)間の仲介的・助言的活動に置くよう推奨されていたことである⁷⁾。第2条に、「営業監督官は、その任務を以下のところに求めるべきである。すなわち、好意に基づく調整的、助言的および仲介的な活動を通じて、労働者に法の恩恵を保証するだけでなく、それと並んで雇用主には、法が彼らの施設の建設と経営に課すところの様々な要求の実施をはかる際に、思いやりをもって支援し、一方で営業・企業家の利益と、他方で労働者・大衆の利益の間を、彼らの技術的知識と職務経験に基づき公正な仕方で仲介し、雇用主と労働者に対して信頼ある関係を確立すること…正規の行政当局の機関には備わっていない技術的知識・経験を通じて、産業利害を損なわずに法的要求に公正な監督を行うこと」(op. cit., pp.152-153 : 傍点は筆者)。この条文は、営業監督官が企業寄りとの評価にとって決定的な意義をもった。なお、F. ウェケッターは、営業監督官の熱意の乏しさを示す事例として『年次報告書』から「認可義務ある

4) 1877年ライン州には3名の監督役人が存在していた。デュッセルドルフとアーヘンの行政管区に各1名、そしてコブレントツとトリアの2管区を併せて担当する1名だった (Henneking, 1994, p.107)。

5) ジモンズによれば、執行権が欠如したなかで児童・婦人労働保護は比較的効果的に遂行されていた (Simons, 1984, p.46)。

6) 『年次報告書』に記載された査察件数、出張日数、書類作成から判断する限り、営業監督役人の多忙ぶりは誇張とは片付けられない。1892年バルメンとエルバーフェルトの監査に赴いた営業監督官は、重要な産業経営については2年に一度、それ以外の小規模施設については間隔な監査を確認している (RD, 24648, 1892, p.7)。

7) 医療評議員バイヤーは、「技術進歩の絶大な信奉者」として、また自由主義者として、1879年『職務規則』に通ずるかのような意見を述べている。「工場における衛生状態の大きな進歩が、発展の自然の経路に対する当局の特別な関与ないし工場の状況が、より有益な方向に歩み始めていることをよく証明している…(厳密な警察・行政的な工場査察を求める立場の批判として) 企業家の活動に啓発的な刺激を与えて正しい進路に導き、企業家と協力して歩むことが狙いである」(Beyer, 1876, pp.137-138)。バイヤーの思想的立場については、田北, 2008, p.63を参照せよ。

施設の近隣住民の保護」の章が削除された事実も挙げている。しかし、その根拠に掲げられた連邦参議院による次の決定の解釈をめぐっては、より慎重な扱いが必要である。「年次報告書がますます大部となってきたので、1893年12月連邦参議院は即座に、連邦参議院と帝国議会に提出されるべき営業監督役人の年次報告書にある『認可義務ある施設の近隣住民の保護』に関する記述は、今後載せる必要はないと決定した」(Uekötter, 2003, p.133)。今回行ったデュッセルドルフ行政区の『営業監督官の年次報告書』に関する調査から判断する限り、当該の章は、1889年度版で96頁のうち4頁、1890年度版で132頁のうち7頁、1891年度版で150頁のうち9頁と、報告書の紙数削減に大きく影響するほどの分量を占めていないからである (RD, 24648)。削減の決定をくださったのは営業監督官でなく連邦参議院であること、それが1892年『職務規則』において認可違反の取り締まりの徹底を定めた翌年にだされたこと、そして上記のように紙数削減の効果が低いこと、の3点を指摘しておきたい。

それに続く大きな変化は、1891年『営業監督官の任命と営業査察組織に関する布告』(GS, 1891, p.165)によってもたらされた。営業監督官は、商務相の提案を受けて皇帝が任命する第4級役人に位置づけられた。また、行政区を分割して営業査察地区を設け、その責任者として営業査察官と補助者(助手)を置いた。1891年デュッセルドルフ行政区の営業査察地区の編成を『年次報告書』から再現すれば、次の通りである (RD, 24648, 1891, pp.1-2)。都市・農村郡デュッセルドルフ、都市・農村郡エッセン、都市デュイスブルク(デュイスブルク郡、ルールオルト、ミュルハイム)、都市バルメン・エルバーフェルト(レーネップ、ゾーリングゲン、レムシャイト、メットマン)、都市クレーフェルト(行政区内のライン左岸地域全体)の5査察地区から構成されている。監督役人は、営業監督官を頂点にして、営業査察官5名と助手6名(バルメンに2名)と総数12名となり、以前の3名体制から大幅に増員された⁸⁾。その翌年に『営業監督役人の職務規則』(Mbl, 53, pp.160-164)が公布された。しかし、執行権の欠如と職務活動の基調を企業家・労働者の仲介的・助言に置くことの2点で変化はなかった。この職務規則の新機軸としてジモンズは、第7条「労働者の生命・健康にとって特別な危険と、あるいは近隣住民にとって有害で迷惑な影響と結びついている経営」(Mbl, 53, p.162)の査察を挙げ、本務である労働者保護活動にとっての障害と見なしているが(Simons, 1984, p.110)、この条文は、既述のように1879年規則の第3条にもあることから明らかに誤りである。今回の規則にあって注意を引くのは、第7条に盛り込まれた次の一文である。認可義務ある施設の査察は、「必要な認可を取得しているのか、その装置と経営が認可内容と設定された条件とに合致しているかどうか」(Mbl, 53, p.162)と述べて、無認可営業の取り締まりと認可条件の遵守ぶりの検査が指示されている。その翌年末に連邦参議院が、『年次報告書』から「住民保護」の章を削除する決定をくださったことは、上述の通りである。

その後、1897年『営業監督役人の素養・試験規則』(Mbl, 58, pp.221-224)が公布された。詳細には立ち入らないが、大学での機械・鉱山・化学教育と法・国家学の修得と1年半の見習い期間などが定

8) ただし、M. カルルも指摘するように、1895年の大幅増員まではストレスの高い激務のため命を縮めることも希ではなかったという(Karl, 1993, p.331)。この事実は、角度を変えれば、営業監督役人の熱意ある活動を指し示しているとも解釈できる。

められている。認可の予備審査において郡医師に代替したが、医学は含まれていない。確かに、1879年と1892年の『職務規則』の第7条、第12条に、郡の技術役人（郡医師、郡建築官、学校査察官）（Mbl, 40, p.153 : Mbl, 53, p.163）との緊密な連携が指示されてはいるが、資格要件には挙げられていない。ただ、1993年カルルの著書が副題に掲げた「専門職化と官僚制化」の方向は明瞭に読みとれる（Karl, 1993）。この業績は、プロソフォグラフィの手法により営業監督官の社会経済的出自、教育・職歴などを1845-1945年にわたり詳細に検討したものだ、1880-90年代が営業監督官の地位や資格要件の点で一大転換点であることを明らかにした。デュッセルドルフ行政管区の例に即して言えば、次の3段階の移行を想定できる。第一世代のユンカーマン（1854-73年）は、ご多分にもれず警察官ないし退役軍人の出身者だった（op. cit., pp.66-67）。1858年に査察のために258日出張を行うなど積極的に取り組んだが、工場主の抵抗や商務省の一貫しない態度のためもあって職務の遂行は困難だった（Simons, 1984, p.67 : Karl, 1993, pp.66-67）。この点は、医療評議員バイヤーの文章からも明瞭に読み取れる。「経験が教えるように、その種の監督は、在地的な結びつきや（工場主の）影響から距離を置いた特別な役人によっての方が、よりよく実施できよう」（Beyer, 1876, p.136）。第二世代のシュタインコプフ（1873-76年）は、メルス郡の書記官の経験者であり、「専門的な工場査察官への道半ば」（op. cit., pp.98-99）に位置していた。第三代のヴォルフ博士（1876-1888年）はマールブルクで薬学を（op. cit., pp.102, 111）、そして今回取り上げる第四代のテオバルト博士（1889-1905年）はベルリンとギーゼンで鉱山・鉱物学を学んでいる（op. cit., p.119）⁹⁾。営業監督官の「専門職化・官僚制化」が、認可審査における科学技術主義の勝利とどのような関係に立つのかを考えてみたい。

(2) 1880年代～第一次世界大戦の認可審査体制の変化

営業監督官の職務的系譜は、児童・婦人労働保護を軸とした工場査察制度の発展と関連づけて考えることができる。この観点からすれば、工場近隣住民の保護は、1879年『職務規則』に最初に登場し、1892年『職務規則』でも再確認された追加的な職務であり、いわば厄介物とみなせよう。しかし、角度を変えて、1880年代以降の認可審査体制に生じた根本的な変化という、より広い文脈内にこの問題を位置づけるとき、異なる側面が垣間見えてくる。これまで筆者が行った実証研究の成果にもとづいて、1880年代以降の認可制度の変化について多少敷衍して説明してみよう。

第1に、営業認可の審査窓口となる国王政府機関が交替した。1883年『行政法』によれば人口1万人以上の都市にあって化学工業の審査窓口は、「地区委員会」に変更された（GS, 1883, pp. 277-278）。ただ、デュッセルドルフ行政管区において地区委員会が、実際に活動を開始した時期は、2010年夏に筆者が行った史料調査によれば、1888年秋以降だった（田北, 2011a, p.47）。それまで1869年『営業条例』・『執行規則』に則って、法律家、医療専門家、建築専門家から構成される合議団が、「住民への大きな不利益・危険・迷惑の発生」の有無を判断する体制が敷かれてきたが、地方名士から構成される

9) カルルは、商務省の官吏の表現を引きながら、監督官就任のための資格要件の引き上げと上級官吏化を要請した理由を、次のように説明している。「査察官は、科学的教育を受けた高級官吏として教育と社会的地位の点で工場主と同格であるべきである…職務的な地位が上げれば、その分、効果も上がるはずだ」（Karl, 1993, p.101）。

地区委員会に取って代わられた。この地区委員会について化学連盟は、1890年総会の場で「農民と法律家から構成されていて産業界の声に理解を示さない」(CI, 13, 1890, p.428)と苦情を述べているが、後述のように、デュッセルドルフ行政管区では商業顧問官の称号を持つ工場主・商人も参加しており、多分に誇張を含んでいると言わざるをえない。

第2に、1884年『営業条例』・『執行規則』の改訂は、2点で大きな変化をもたらした。一方で、認可審査は「至急事項」に指定された(Mbl, 45, p.164)。化学連盟は、「至急事項に指定されただけ」(CI, 7, 1884, p.272)と冷淡に受け止めたし、1890年総会でも「企業家個人が審査の進捗状況を確認する以外に道はない」(CI, 13, 1890, p.428)と苦情をならしている。しかし、これは誇張だと言わざるをえない。1880年代半ばバルメンに立地する2つの化学企業(ヘルベルツ会社とダール会社)は、いずれも認可申請に当たり迅速な審査を要求しており、国王政府もそれに応える姿勢を示していたからである。典型例の一つを紹介しよう。1884年1月22日付けの国王政府からバルメン上級市長宛の書簡のなかに、「この(ヘルベルツ)会社は審査の迅速化を要請してきたので、我々に与えられた指示を速やかに実行したいと考えている」(田北, 2011c, p.57)との表現が見える。また、1907-09年イエガー闘争となると一段と審査の迅速化が図られている。計画公示の時点で、異議申し立てがでた場合に開催されるはずの意見聴取会の日程が、あらかじめ書かれているからだ(田北, 2011a, p.55)。

もう一方は、本論と直接に関わる営業監督官の役割の拡大である。まず、認可申請時に提出された書類・図面の予備審査の担当者として郡医師に代替した。営業監督官の資格要件の変化は前述の通りだが、少なくとも医療専門家がはずれたことは、審査窓口の変更と併せて長期的に少なからぬ影響があったと考えている。ウエケッターは、営業監督官を扱った論考において「特別な場合を除いて、医療役人は相談をうけることはなくなった」(Uekötter, 2003, p.130)と簡単に片付けているが、実際は弾力的に運営されていた。1907年イエガー会社の認可申請時には、従来通り郡医師・建築官に委託されている(田北, 2011a, p.55)。多少次元こそ違え、労災・産業衛生とも密接に関わる労働者保護のために医療役人側は工場査察への参加を要求したが、営業監督役人から拒否されたことが知られており、一気に交替したとは考えづらいからである(Simons, 1984, pp.118-119)。次いで、営業監督官は、意見聴取会に専門家の資格で招請されることになった(Mbl, 45, p.167)。ここでの活動が、認可審査における営業監督官の役割を考える上で焦点となるが、先の第一点と絡めて、『職務規則』にあって緊密な連携が要求されていた郡医師や地元実業学教師らが担ってきた、立入検査と鑑定書作成の役割を継承したことを再確認しておきたい。

第3に、産業都市・産業地域の形成とその社会的認知(経済・雇用効果の見返り)の証とも見なせる「その場所で甘受すべき汚染水準」原則が定着する上でも大きな転換点となった。FJ. ブリュゲマイヤーとT. ロンメルスバッハーは、ルール工業地帯の形成と並行した「甘受すべき汚染水準」原則の確立過程を、コークス会社と果樹園経営者の損害賠償訴訟を例として考察し、1916年最高裁判決の持つ画期的な意味を強調した(Brüggemeier/Rommelspacher, 1992, pp.35-49; 田北, 2004a, pp.322-324)。そこに至る10年刻みでの変化の足跡を簡単に辿ってみよう。

1872-75年イエガー闘争において企業家は、「私の工場に起因するような不利益は、産業につきもの

の水準にとどまる」(田北, 2012, p.39) と述べて、その原則を引き合いに出したが、相手にもされなかった。10年後のヘルベルツ闘争からは大きな変化を読み取れる。84年2月18日開催の意見聴取会の席上で企業家は、発言の冒頭でその原則に触れつつ次のように述べた。「工場主は、近隣住民にある程度忍耐を要求できる…(『営業条例』第16条の要求するところは、あくまで『大きな』不利益・危険・迷惑の回避であって) わずかばかりの不快感は、産業的利益の観点からすれば、近隣住民たちから甘受されるべきだからだ」(田北, 2011c, p.58: 傍点は筆者)。西部ドイツ最大の産業都市バルメンに、その原則が社会的に浸透してきたことを窺い知れるのである。次なるステップの1907-09年イエガー闘争では「小さな」迷惑の甘受は、国王政府から前提とも見なされている。1907年10月1日の認可決定は、「健康に有害なガス・蒸気は、(工場)作業室と屋外に、大きな不利益・迷惑を与えるほど大量に排出されてはならない」(田北, 2011a, p.65: 傍点は筆者)と表現している。ただ、今回行ったダール染料会社に関する史料調査から、1890年代に市当局が公衆衛生的観点から反対派住民と連携して強い抵抗を示したこともあって、地区委員会も企業家の主張を退けた事例が知られており、線形的な変化の見方には修正が必要であることを、書き添えておきたい¹⁰⁾。

第4に、認可審査の判定基準として現地状況の後退と、科学技術主義の台頭がある。現地状況の後退は、営業条例以前から認可審査の拠り所とされてきた隣人権・自治体条例の制限、あるいは工場周辺の住宅・庭園・営業の分布や地形・風向に関する証言の軽視として現れてくる¹¹⁾。

まず、行政当局からの営業認可の取得とは別に、近隣住民のもつ隣人権(事前協議権と事後的営業停止請求権)は、営業条例の導入後は、次第に事後的な損害賠償請求権に限定されるようになってくる。しかし、その道程は平坦ではなかった。1869年『北ドイツ連邦営業条例』第26条は、隣人権を拠り所にした営業停止の請求を禁止しており、かえって、その根強い存続を窺わせている(田北, 2013, pp.101-102)。まず、1845-54年ヴェーゼンフェルト闘争からは、バルメン市民のもとに隣人権が意識されていた事実を読み取れる。54年1月12日反対派住民から市当局宛の苦情書のなかに、事前協議権を請求する表現が見える。「そのように公益に反する施設が人口稠密な市区のすぐそば、都市の真ん中に建設されたことだけでも悲惨なのに、今日経営の拡張が申請されており惨状の拡大が懸念される。もともと、(その工場の)規模は小さく、有毒なガスを排出する煙突は、法がその種の施設からの保護を保証するような時間帯だけ利用されていた。1845年1月17日の『営業条例』導入以来、最も深刻な事態が発生している。その際、市当局に(営業許可)を申請すること、あるいは近隣住民の意見と了解を求めることを、必要だとは考えてもいない」(田北, 2011b, p.79: 傍点は筆者)。ここで言う市当局からの許可は、1839年都市『街路条例』第29条の規定を想起させる。「大衆が悪臭を放つモヤなどによって迷惑を受けるような施設・建物—例えば、皮鞣業、鍛冶屋、石灰炉、硫酸銅工場、融解を行う

10) 1891年1月13日付けの地区委員会は、工場から排出される硫化水素ガスが周辺の公共施設(市立病院、孤児院、学校)に与える有害な影響を理由として認可拒否の決定をくだしている(RD, 25627, pp.91-92)。

11) T. アルノルトは、ヴッパー川の汚染を扱った論文において1880年代の公衆衛生問題の深刻化が認可審査の基準に影響を与えたと述べ、この観点から認可制度の分岐点説の傍証を提供している(Arnold, 1990, pp.160-161)。ただ、工場廃水に起因する流行病の発生が皆無だった事実が、後述のように、化学連盟が「自然の排水路」として強気の姿勢を貫く際の拠り所となったことを忘れてはならない(CI, 12, p.360: Jurisch, 1890, pp.108-109)。

実験室、発火剤製造、太鼓演奏など一は、道路わきと人が多数住む場所とには（立地を）禁止される。その種の施設・建物が建設される前に、行政当局から許可を得なければならない」（田北，2009，p.39）。ここでは、市当局が独自の営業許可制度を設けていること、それは認可制度導入後も住民・市当局の異議申し立ての根拠に挙げられたこと（田北，2010a，pp.71-72）、そして都市バルメンにおける人口急膨張と井戸・泉汚染が深刻化する、したがって、ゾーニングなど都市計画が登場する、はるか以前に発布されていたこと、の3点に注意を喚起しておきたい。

1850年代以降人口が倍増した1870年代初頭バルメンでも隣人権から派生したと見なせるような社会ルールは生きていた。1872年12月19日抗告審に向けた反論書のなかで反対派住民は、「委員会報告」の党派性を批判して、次のように述べた。「委員たちは、ラッカー工場が炉を市外のロートという丘の上に既に移転しており、現在、ニス塗ったブリキとボタンのための乾燥炉だけが、イエガー工場近くのガス通りであることを、ご存じなかったようだ。ついでながら、このラッカー工場の所有者は、個人的な理由から、工場全体を、来年の5月までに人口の希薄な地域に移転する予定である」（田北，2012，p.32：傍点は筆者）。近隣の住宅に迷惑を及ぼすような業種の工場経営者は、都市外縁部に主要な施設を移転することが慣例となっていたのである。

そのような法的伝統とも関連して、認可審査当局が住民・自治体当局の主張を一方向的に退けることは難しかった。とくに、1872-75年イエガー闘争では、反対派市民と市当局の連携した経営拡張反対キャンペーンが成功して、主力工場の市外移転を実現させたが、その最大の要因は、商工会議所会頭経験者や大規模機械製造所経営者など有力市民多数を含む169名が参加して健康・財産被害を強く訴えたからである（田北，2010a，2012）。その頂点をなす1874年1月の証人尋問会は50名を超える証人が召喚され、被害状況に関する克明な証言が相次いだ。国王政府は、証人尋問会の結果を判断の直接の基礎にすることはなかったが、都市中心部の化学工場立地を嫌う環境派の上級市長A. プレットの後押しもあって無視できなかったのである。同様の判断は、1884-85年ヘルベルツ会社の認可闘争からも読み取れる。国王政府は、ボン大学のフライターク教授の鑑定結果やポッフム在住のアンモニア工場主の証言を重要視して、周辺地域に有害なガスをまき散らす危険のあるアンモニア生産については認可発給を見合わせている（田北，2011c，pp.56-61）。住民・自治体当局の声は、十分に考慮されていたのである。

しかし、1880年代以降に現地状況は、認可審査の判断基準として後景に退いていった。その際、前述の「その場所では甘受すべき汚染水準」原則が、次第に社会に浸透してきたことも無視できないが、それにもまして重要なのが科学技術主義の台頭である。この点は、ドルトムント在住のカイザー博士に代表されるように、1880年代に「裁判において宣誓の上で証言できる化学者」の肩書きをもつ独自の職業が成立していた事実からも容易に読み取れる（田北，2011c，pp.62-63）¹²⁾。それ以前に活動した郡医師、実業学校教師、医療評議員に加えて、新たな民間の化学者が登場したが、この隊列に営業監督官も加わったのである。このような多様な専門家の乱立は、化学者間の序列化も生み出した。1885年4月19日付けの国王政府から商務相宛の書簡に、次のような興味深い表現がある。「(上記のカイザー博士は) ヴッパータールの事情には通暁しているが、ドルトムント在住の私的化学者である」（田

北, 2011c, p.73)。国王政府が意見聴取会で証言したボン大学のフライターク教授の鑑定結果を尊重していた事実を考慮するとき、民間の化学者には官製の学者より一段低い評価が与えられていたのは間違いない。さらに、20世紀初頭のイエガー闘争となると、いっそう鮮明となる。企業家が鑑定人に立てたベルリン工科大学教授のヴィット博士は、「学界・産業界双方でアニリン染料の権威と評価されている」、あるいは「技術者（営業監督官）仲間の間で高い名声を博する」（田北, 2010a, pp. 60-61）と最大限の評価を与えられている。

この認可審査における科学技術主義の台頭は、判断基準として図面・経営（製法）説明書の比重拡大からも読み取れる。1884年3月国王政府からアンモニア生産を禁止されたヘルベルツ社は、その決定を不服として商務相に抗告した。商務相は、次のように述べて、国王政府の決定を覆した（田北, 2011c, pp.62-64）。「アンモニア生産を禁止した点に限り、（国王政府により）下された認可決定を修正して、企業家が抗告審費用の負担を了解することを前提として認可を発給する。そのような判断を下すに至った根拠は、修正された図面・経営説明、および抗告書のなかで詳細に解説された製法である」（田北, 2011c, pp.63-64：傍点は筆者）。ここでは中央政府の主導で科学技術主義が徹底された点に注意したい。同じことは、1907-09年イエガー闘争の抗告審決定からも明らかとなる。商務相は、認可条件2に含まれる「技術的に実施できる限り」（田北, 2011a, p.65）という曖昧な表現に代えて、「1立方メートル当たり0.25グラムの硫黄化合物を含まないこと。そして1立方メートル当たり0.5グラムの三酸化硫黄を超える酸を含まないこと」（op. cit., p.71）と明確な限界値を設定している。

(3) 営業監督官の役割をめぐって

以上の検討から明らかなように、1880年代以降ドイツ化学工業をめぐる認可制度において審査の担い手と判定基準と2点で大きな変化が進行した。それまで事前認可制度の趣旨に沿って住民保護の観点から、医療専門家と建築専門家を含めて審査を担当してきた合議団は、地方名士を中心とした地区委員会に代替され、同時に営業監督官が大きな役割を担うようになった。それと並行して、認可審査の判定基準は現地状況から科学技術へと重心移動してきた。このような時期的な符合は、ともすれば営業監督官を企業家利害の代弁者、あるいは科学技術主義の旗振り人と理解する所説へと導くことになる。ここでは、それぞれ史料の基盤の異なる2つの業績を紹介しよう。

ジモンズは、『国家の営業監督と産業団体』と題する1984年著書においてドイツ特有な国家・産業界の2元的な営業監督制度の形成・発達史を取り扱う際に、この問題に言及している（Simons, 1984, pp.40-48）¹²⁾。1878年改訂『営業条例』により設置を義務づけられ、同時に労働者保護に加えて「工場近隣住民」保護の職務を担うことになった営業監督官は、十分な成果を上げることができなかった。その理由は、『年次報告書』から看取できる営業監督官による労使関係に関する「伝統的な家父長制的経

12) ヘンネキンは、このカイザー博士を「ドルトムントの法化学者」Gerichtschemikerと呼んでいる（Henneking, 1994, p.323）。

13) 営業監督官の設置が義務化される以前のデュッセルドルフ行政区の工場の状況を公衆衛生の観点から描写したバイヤーも、産業・国家の2重の監督制度に言及している。「工場規則」に基づき職場長が行うものものと、1853年の若年労働者保護に関する法に基づき在地委員会が行使するものと、が併存していたというのである（Beyer, 1876, pp.134-137）。

営」(op. cit., p.48)への思い入れもさることながら、1879年『職務規則』に明記された上述の3条件が大きく働いていたと考えている。

ヘンネキンは、『化学工業と環境』と題する1994年著書において、『営業条例』・『執行規則』や『職務規則』などの法制的史料に加え、認可闘争に関連して営業監督官が作成した鑑定書も利用しているが、その基本的立場に変わりはない(Henneking, 1994, pp.107-111)。ここでは、今回の史料調査で入手したダール染料会社の共同経営者でもあるA. ヴェルフィンク会社の1895年硝酸工場に関する認可闘争に関して提示された見解を紹介しておこう (op. cit., pp.327-333)¹⁴⁾。

1895年8月ヴェルフィンク会社は、エルバーフェルト市当局宛てに硝酸工場建設に関する認可申請を行った。計画公示後、住民多数と市当局(警察署)から異議申し立てが出た。地区委員会は、営業監督官であるテオバルト博士に立ち入り検査と鑑定書作成を依頼した。8月31日付けで提出された鑑定書は、労働者・周辺住民への不利益・迷惑の発生を確認せず、また無認可営業の処罰を求めるともなく、2つの条件を提案して認可発給を認める内容だった。ヘンネキンは、テオバルトの鑑定を企業家利害に沿ったものと見なしつつ、「任務に忠実である代わりに、その技術的遂行を企業家の裁量に完全に委ねるような周知の仕方です2つの条件を設定した」(op. cit., p.328)と評価した。しかし、9月10日に地区委員会が下した決定は、認可拒否だった。エルバーフェルト西部に存在する大きな不利益・迷惑の拡大を阻止すること、そしてヴェルフィンク会社の無認可営業の前科から判断して、事態を一層悪化させるおそれがあることを理由としていた。しかし、企業家の無認可営業は終わることなく、苦情を受けて再度、営業監督官テオバルトと営業査察官フレーリヒによる立ち入り検査が実施された。10月15日付けで提出された報告書は、硝酸の無認可営業に触れることなく、ニトロベンゾール生産に問題なしとの判定を下した。この査察結果は、労働団体の「ノルトライン・ヴェストファーレンの勤労国民のための機関」が刊行する『自由新聞』紙上でも批判を浴びた。この史実に注目してヘンネキンは「いつも、そうであったように、査察結果は、企業家に有利なものだった」(op. cit., p.331)と、企業家寄りの姿勢を再度強調した。最終的には、企業家がベルリンの商務相宛に抗告し、その製法は最適であるとの判定を受け、テオバルトの提案した前述の2条件を設定して、96年3月の認可発給によって結着した。この場では、王立営業技術委員会の鑑定結果を踏まえた商務相の主導で、従って科学技術的成果を現地状況に優先させる形で、地区委員会の決定が覆されたことを確認しておきたい。ただ、ほぼ同時期にダール会社の認可申請をめぐる戦わされた環境闘争から判断する限り、この見解には修正が必要であると感じているが、この問題については機会を改めて論じてみたい。

このような古典的所説に果敢に挑戦したのが、第二世代の環境史研究のリーダーであるウエケッターである。「組織的な機能マヒ：エコ時代以前のドイツ営業監督と大気汚染」と題する2003年論文において、営業監督官を含む科学的専門家の役割を「科学知識によって企業家活動を裏付けて正当化する」(Stolberg, 1994, pp.314-315)所説を正面から批判の遡上に載せた(Uekötter, 2003)。特に、営業監督官の年次報告書と認可闘争関係の史料の双方を駆使し、営業監督官(商務省管轄)と鉱山監督官(上

14) 1891年10月13日開催の意見聴取会にJ. ヴェルフィンクは「バルメンのダール会社の共同経営者」の資格で列席していた(RD, 24627, 頁立てはない)。

級鉱山局管轄)の活動を比較しつつ検討した。その結果を要約すれば、次の通りである。一つに、営業監督官の基本姿勢を、「神経質な大衆」への批判と『職務規則』に忠実な企業家利害を考慮した対処と捉えており、その限りで、通説と大差はない。ただし、認可闘争の鑑定では、実地調査を実施し、中立的立場から真剣に取り組んでいたと解釈しており、企業家の利害代弁者である鉱山監督官とは一線を画していた¹⁵⁾。次に、大気汚染の計測は、あくまで五感頼みで行われており、とうてい科学技術的な専門家とは評価できないことである。この点を踏まえて「科学化による(環境闘争の)脱政治化」という所説も退けている。最後に、営業監督の機能マヒの原因は、労働者保護との兼務による多忙さ、工業化に伴う大気汚染の拡大・深刻化、協力して助言できるような団体の欠如など組織全体の問題に帰されている。

このウェッカーの結論は、必ずしも歯切れの良いものではないが、経済還元主義に代表される既存の「大理論」に依拠した安易な解釈を戒める、最近のドイツ環境史の動向に立脚している(田北, 2011, pp.89-90)。逆に、このような研究潮流に照らしつつ1890年代デュッセルドルフ行政管区の化学工業をめぐり認可闘争を例にして、営業監督官の役割を再検討したいのである。これまでの個別研究の成果を踏まえて言えば、課題は次のように表現できよう。1880年代以降に営業認可制度が、その性格を「住民保護」(Mieck, 1967, p.69)から「産業保護」(Brüggemeier, 1996, pp.131-132; Henneking, 1994, p.79)へと変えるなかで、換言すれば、科学技術主義が漸次台頭する過程で営業監督官は専門家の意見の仲介者になってきたのか。もし、そうであれば、どの時期から、そのようになったのか。少なくとも、1880年代半ばのヘルベルツ会社とダール会社をめぐり認可闘争に、営業監督官は意見聴取会に専門家の資格で列席したが、大きな役割を果たしていなかった(田北, 2011c)。これは20世紀初頭のイエガー闘争となると一変する。上記のように、ベルリン工科大学のヴィット教授の鑑定書に基づき条件を設定して、認可発給を促進する役割を担っていたからだ(田北, 2011a)。

そして、この問題に関して2010年の史料調査の折に衝撃的な史料証言と遭遇した(田北, 2011c, pp.44-45)。1891年7月7日付けでバルメン警察署長からデュッセルドルフ国王政府に送られた「化学工場への認可発給を理由とした苦情について」と題する書簡に興味深い証言がある(RD, 24610, pp.237-238)。まず、警察当局は、「当市域内の営業者たちから、過去5年のうちに化学工場の設立ないし経営内容の変更の際して、国王政府・地区委員会が発給する認可文書に、そもそも満たせるはずのない条件が採用されているとの苦情が寄せられている」(op. cit., p.237)と述べて、80年代後半以降の杜撰な認可条件設定と違反続出を理由として市内の営業者から苦情が頻出している様子を伝えている。それは、ヘンネキクが指摘したように、営業監督官の企業家寄りの条件設定に起因するのだろうか。警察署長は、1888年バルメン商人2名から出されたアセトン工場建設に関する認可申請に対する、営業監督官ヴォルフ博士の鑑定結果を紹介している。アルコールと酢酸を原料として使用するた

15) そのような見解を下敷きにして2007年著書では、より広い文脈で論じられている。「環境史の分水嶺としての第二帝政期」を特徴付ける指標の一つに国家(役人)のとのる立場の曖昧さを掲げて、産業廃水・大気汚染への対応を次のように表現している。「環境政策の分水嶺期に表現される規制システムにとって特徴的なのは、産業への基本的な肩入れというよりはむしろ、大きな複合性と法的な不確実さであり、そのことが苦情・訴訟を一種の賭け事にしていた」(Uekötter, 2007, p.19)。

め通常の認可手続きを経るべきだと判断し、また次の表現から明らかなように、国王政府もその立場に立っていた。「国王政府の内務部は、1888年5月5日付けの指示から看取できるように、以前はその立場（ヴォルフ博士の見解）に立っていたが、今年5月23日付けの商務相の決定によれば、アセトン工場は『営業条例』第16条の定めた化学工場とは考えられないというのである」（op.cit., pp.237r-238）。営業監督官の鑑定結果をくつがえしたのは、商務相決定に他ならなかった。「その事例は、本（91）年4月6日付けの指令にある商務相の意見—それによれば、営業監督官の関係する鑑定結果は、無条件にその有効性を認められることはないとする見解—を確認しているのである」（op. cit., pp.237-237r：傍点は筆者）。1895年ヴェルフィンク闘争における抗告審と同じように、科学技術的理由を振りかざして営業監督官の判定を退けたのは、商務相だった。このことを念頭に置きながら、1890年代の2つの認可闘争に関する営業監督官の立場を考察してみよう。

II. 1890年代の2つの事例研究：認可審査における営業監督官の取り組み姿勢

本章で取り上げるのは、1894年イエガー会社と1895-96年ディッケ会社をめぐる認可闘争（審査）である。まず、それぞれの企業プロフィールを簡単に紹介しつつ、史料の伝来状況を一瞥しておこう。

まず、イエガー会社については、1860年代から20世紀初頭までの数次にわたる認可闘争について一次史料に基づき詳細に検討してきた（田北，2008，2009，2010a，2011a，2012）。また、K.W. カルルが刊行した社史やH. ポールらの古典的業績を手がかりにして、企業プロフィールも紹介したことがあるので反復は避け（Carl, 1926：Pohl, 1983：田北，2013b，pp.63-67）、この場ではヘンネキングの所説を概観するとどめる（Henneking, 1994，pp.238-239）。そこで1894年の事例は、1881-82年工場廃水の河川排出問題の再燃としてごく手短かに扱われている。94年9月の企業家による公示免除手続きの採用の申請こそ拒否されたものの、その後審査は比較的スムーズに進行して12月初旬には認可文書の公布にいたった。すなわち、94年10月に営業監督官の行った廃水分析と条件の提案を踏まえて、企業の自主的取り組みを基調とした条件を設定して認可が発給されたという。従って、営業監督官は、相変わらず企業利害の代弁者と理解されている。その当否は、順次検討するとして、2つの疑問を提示したい。

一つに、ヘンネキングは第一次世界大戦前ラインラントにおける化学企業をめぐる認可闘争を網羅的に扱う際に対象とした122社のうち、イエガー会社の特異性を「13度認可申請を行い、その全てで抵抗を招いた唯一の企業」（op. cit., p.393）と捉えている。実際、企業毎の抵抗発生数の点で言えば、寡占の大企業にまで成長したバイエル会社（18度）に、次ぐ回数である（op. cit., p.392）。しかし、厳密には、その理解は誤りである。94年9月の認可申請には、以下に見るように、異議申し立ては出ていないからだ。この点は、史料調査の杜撰さと史料の読み込み不足という、歴史家にとっての致命的欠陥である¹⁶⁾。同じような史料処理の不適切さが、営業監督官の鑑定書についても確認できると考えている。

二つ目に、異議申し立てがなかったなかで、条件付きの認可発給、あるいは営業監督官による廃水検査まで行われた理由については、不問に付されている。審査当局が慎重な対応を見せたのには、そ

れなりの理由があるはずだ。この関連で、2つの先行例がただちに想起される。一方では、1864-68年イエガーは公示免除手続きを申請して認められたため、野放図な廃水・ガス排出により周辺住民に多大な迷惑が及んだことがある。そのことが、1872年の認可申請の際に有力市民169名と市当局の連携した経営拡張反対キャンペーンの展開の原因となり、審査当局からも「厚顔無恥な企業家」(Radkau, 1997/99, p.369) のレッテルを貼られることになった(田北, 2009, 2010a, 2012)。もう一方の1869-73年ヴェーゼンフェルト闘争では、国王政府の主導で公示免除手続きを採用したが、環境派の上級市長A. プレットの活躍もあって、工場周辺住民の被害を回避すべく認可条件の設定が行われた(田北, 2012b)。そのときエルバーフェルト実業学校長のアルトーベ博士が鑑定書の作成を担当したが、そのような措置をとる前提として1845-55年の廃水垂れ流しと有害ガス排出の前科があったことを忘れてはならない(田北, 2011b)。審査当局、あるいは意見表明の機会を与えられていた市当局・郡長官は、企業家の過去の行動を十分考慮して対処していたのである。営業監督官の提出する鑑定書も、そのような観点から扱われねばならない。この年の認可審査に関係する史料は、9月から12月に伝来する6点にすぎないが、営業監督官の役割について実に興味深い情報が含まれている(表3を参照)。

ところで、第二の企業ディッケ会社に関する情報は乏しい。ヘンネキングの著書の事例研究の章にディッケ会社は登場しないし、そもそも染料生産を手がけていないためポールらの古典的業績にも会社名は見あたらない。ただ、会社の所有者であるパトベルク博士に関係する名前が、ヘンネキングがまとめた「認可闘争一覧」のなかに見える(Henneking, 1994, p.450)。メンヘン・グラートバッハ近郊の小都市オルデンキルヘンに立地し、苛性ソーダ、硫酸銅、酸化鉄、硫酸アルミニウムなどを生産するパトベルク＝シュナイダー会社をめぐる1899年と1901年の認可闘争が挙げられているからだ。た

表3 1894年イエガー会社による認可審査関係の史料一覧

| 年月 | 史料名(所収頁)・史料番号 | 要旨 |
|-----------|--------------------------------|---|
| 94 Sep.13 | [01] 郡長官から地区委員会宛の書簡(pp.60-60r) | Jによる経営拡張の認可申請：営業監督官・郡建築官の予備審査と問題なしの判定。工場廃水の垂れ流し苦情に注意を喚起 |
| 94 Okt.6 | [02] 営業監督官の鑑定書(pp.60r-61) | 地区委員会の委託を受けた沈殿池の水質検査：ライン河の漁業被害発生を危惧。鑑定書(廃水処理、水質調査、違反時の処置) |
| 94 Okt.20 | [03] 地区委員会の決定(p.62) | Jによる公示免除手続き採用の申請を棄却 |
| 94 Okt.26 | [04] 地区委員会から警察当局宛の書簡(p.63) | 1884年「営業条例」第34条以下に則った審査手続きの採用 |
| 94 Nov.27 | [05] 郡長官から国王政府宛の書簡(p.64) | カイゼルスヴェルト市長からの報告：計画公示後の異議申し立てなし |
| 94 Dez.4 | [06] 認可文書(pp.65-66) | 条件付きの認可発給 |

(注) 略号、J→Jäger、[典拠] RD, 24612.

16) デュッセルドルフのノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館においてイエガー闘争関係の史料調査を行っているとき、しばしば同じような誤りに遭遇した。一例を挙げれば、1907-09年イエガー闘争の行方を左右したベルリン工科大学教授のヴィット博士の鑑定書は伝来しないと書かれていたが(Henneking, 1994, p.241)、イエガーが商務相に送付した抗告書の添付資料のなかに見いだされた(田北, 2011a, p.46)。

だ、この経営者と同一人物であるか否かについては確認できなかった。伝来史料は、95年11月から96年1月まで12点を数え、先のイエガー会社よりいくぶん良好である（表4を参照）。

表4 1895-1896年ディッケ会社をめぐる認可審査関係の史料一覧

| 年月 | 史料名(所収頁)・史料番号 | 要旨 |
|------------|--------------------------------------|---|
| 95 Nov.16 | [01] B警察当局から地区委員会宛の書簡 (pp.198-199) | D会社による炭酸マグネシウム生産に関する認可申請と経過説明：営業監督官と郡建築官による書類・図面の予備審査、10月12日付けの計画公示、市民3名から異議申し立て（B市当局も）、第一回意見聴取会（11.2）で和解は達せられず（経営拡張に伴う有害な蒸気・モヤ発散の増加）→地区委員会の判断「異議申し立ては、根拠無しとはいえず」、条件付きの認可要請 |
| 95 Nov.22 | [02] D会社から国王政府宛の嘆願書 (pp.110r-111) | 94年4月から認可を受けて生産：炭酸マグネシウム生産に際し特別な建設的修正は不要：ソーダ抽出後の石炭残渣の処理だけ→残渣処理まで認可申請するのは法の趣旨に反する。10マルクの罰金刑。認可申請の要・不要の判定と罰金返済を要求 |
| 95 Nov.26 | [03] 国王政府からB上級市長宛の書簡 (p.111r) | D会社からの嘆願書提出に関する報告 |
| 95 Nov.26 | [04] 営業監督官から地区委員会宛の報告 (pp.198-198r) | 現在の製法から大きな迷惑は確認できない：それでも条件付きの認可が望ましい（石膏・石灰汚泥の除去後の廃水のみ排出すること、工場内に炭酸を多量に排出しないこと、化学産業団体の決めた事故防止規定を遵守すること |
| 95 Dez.6 | [05] B警察当局から地区長官宛の書簡 (p.110) | 営業監督官の立ち入り検査により無認可の実験（迷惑）が判明：工場主のパートベルク博士に事後的な認可申請を要求→それに応ぜず、訴訟にかけられ10マルクの罰金刑。警察・市当局は今回の認可発給を取り下げるよう要求 |
| 95 Dez.25 | [06] 国王政府からD/B上級市長宛の返書 (pp.112-112r) | [02]、[05]に対する返書：裁判所の決定に介入する権限はない、認可義務の有無の判定は地区委員会に委ねられる |
| 95 Dez.27 | [07] 意見聴取会への召喚状 (pp.200-200r) | [01]の3名の反対派住民に加えて、B上級市長ヴェグナーが登場：96年1月14日に地区委員会会議室にて開催 |
| 96 Jan.3/6 | [08] 召喚状の受理証 (pp.201-205r) | 企業家と反対派4名の署名ある受理証 |
| 96 Jan.7 | [09] 国王政府書記から地区委員会宛の報告書 (p.205) | D会社による炭酸マグネシウム生産をめぐる認可申請とそれに対する異議申し立てに関する書類を作成したこと |
| 96 Jan.11 | [10] 反対派住民から地区委員会宛の書簡 (pp.206-207) | 異議申し立ての理由：無認可のマグネシウム生産による多大な迷惑→公益に対する迷惑（モヤ・蒸気による通行人・路面電車、生産方法に起因する被害拡大（窓の隙間、運河への廃棄物投棄）、嘆願（活気ある市区の立地：医療委員会による調査要請） |
| 96 Jan.14 | [11] 意見聴取会記録 (pp.210-211r) | 地区委員会の構成と参加者（職業名2人）、定型的な両当事者の発言、合議団の協議と決定（営業監督官の鑑定書、企業家による条件満足）、3条件を設定して認可（汚泥処理、作業場内での炭酸排出量の規制、産業団体の事故機手の遵守） |
| 96 Jan.18 | [12] 認可決定 (pp.208-209) | 認可申請の審査に関する経緯説明、条件付きの認可発給、企業家とB上級市長への通知 |

(注) 略号、B → Barmen, D → Dicke、[典拠] RD, 24612.

(1) 1894年イエガー会社の認可審査

1894年9月13日付けの郡長官からデュッセルドルフ地区委員会宛の書簡は、「ローハウゼン・シュトクウム村の耕地番号199番に立地する化学工場の拡張に関するイエガー会社からの認可申請について」([01])の標題を付されている。この認可申請後、郡長官は、提出された経営説明書・図面一式を営業監督官と郡の建築査察官に送って予備審査に付し、同時に申請された公示免除手続きの採否についての意見を求めた。したがって、1884年改訂『営業条例』に従った審査手続きが採用されている。この2人の役人の解答は、「在地行政当局が経営拡張に疑念を挟まない限り、公示免除手続きの採用に問題はない」(op. cit., pp.60-60r)との内容だった。判断を委ねられた郡長官は、次のように解答した。「たとえ、私が計画されている経営拡張に反対しなかったとしても、その会社がライン河に有害な廃水を排出したとの苦情が繰り返し寄せられてきたことを強く指摘しておきたい」(op. cit., p.60r)。微妙な表現が使われているが、有害な廃水をライン川に垂れ流してきた前科に触れつつ、公示免除手続きの採用に反対するものだった。

次に伝来する史料は、94年10月6日付けの営業監督官の鑑定書である([02])。イエガー化学工場の浄化・沈殿池から採取した廃水の分析結果と提言から構成されている。まず、分析結果は、次の3点からなる。一つに、「廃水は透き通っているが、緑色を帯び、様々な化学物質が結合しており、真水では考えられないような特別な臭気を発していること」(op.cit.,p.60)。次に、青色の廃水は、通常のソーダ廃液に匹敵するような0.84%という低い酸素含有量であること。最後に、工場下を通る排水溝や汚泥のなかにも酸が検出されること。この検査結果を踏まえてテオバルト博士は、次のような意見を述べた。「それらの酸の含有量は、廃水がライン河に流入して漁業被害を引き起こすのに十分な量である。従って、(今回の)工場拡張の認可申請の機会を捉えて、漁業の保護が保証されるような措置を講ずることを勧めます」(op. cit., p.60r：傍点は筆者)。それに続いて、既存の認可条件に、以下の3条件を追加することを提案した。第1に、工場廃水は、漁業被害が発生しないと証明できるような仕方で処理すること (op. cit., p.61)。第2に、企業家は、廃水処理を確実にを行うために、定期的な廃水検査を実施してその記録簿を作成し、営業監督官の希望するときに閲覧に供すること。第3に、廃水検査が継続的に芳しくないか、魚類の被害が証明された場合、企業家は監督当局の指示に従って、廃水の排出停止、中和処理ないし廃水量の削減のいずれかの措置をとること。それによって「漁業資源に対する廃水の有害な影響が、確実に回避できるようにすべきである」(op. cit., p.61)。

営業監督官の鑑定書の内容は、以上の通りだが、これは企業家利害を代弁しているのだろうか。傍点部にあるように、今回の認可申請の機会を利用して、既存工場からの廃水排出まで規制しようとしている¹⁷⁾。認可審査に当たって営業監督官は十分な熱意をもって取り組んでいたのである。それを論証するために一組の史料証言を取り上げてみよう。一方は、1891年『営業監督官の年次報告』の第4章「認可義務ある施設の近隣住民の保護」に載せられた、テオバルト博士の文章である。「大急ぎで簡

17) 1869年ヴェーゼンフェルト闘争において環境派の上級市長ブレットは、ほぼ同じ主旨の発言をしている。「新たな施設の認可は、条件付きの発給となろう。(それと同時に) 既存の施設にたいする予防措置も打ち出されるはずだから、迷惑の拡大をできるだけ抑制する(良い)機会となろう」(田北, 2012b, p.48)。

潔に作成された書類（審査）によって施設が拡大されてきたし、その際多くの部門につき設定される建設条件たるや、錠前工以下である。そのような施設に起因する騒音に対して人間の神経は、一段と鋭敏に反応することだろう。たとえば、1分間にわずかの回数しか往復しない鍛造ハンマーの発する音の強さに対してがそうである。その種のハンマーの発する耐えられないほどの騒音を問題にした訴訟において、ほぼ同じ距離を隔てた場所を通過する列車と同じくらいの音を越えないと証明されたにもかかわらず、そう感じられたのである。新たな認可申請の書類（審査）の際に、その点に注意が払われるべきである」（RD, 24648, 1891, pp.139-140）¹⁸⁾。そこでは、拙速とも呼ぶべき簡略な審査によって、しかも迷惑抑制からほど遠い軽微な条件で認可発給が行われてきたことが問題とされている。人間の神経の鋭敏さにも注意を喚起しつつ、慎重な認可審査を心がけるよう提案されていることを、指摘しておきたい。

もう一方は、工場廃水による漁業被害発生の回避を提言していることである。この提言が当時の河川汚染をめぐる議論において占める位置を明らかにするために、最低限の範囲で化学連盟の対応を見ておこう（Henneking, 1994, pp.125-137）。1886年化学連盟は、デュイスブルクのマテウス＝ヴェーバー会社の経営者J. ヴェーバーの提言を容れ、「廃水問題について特別の研究を行い、それに関係した科学的資料を収集し、そしてその活動を定期的に連盟に報告する廃水委員会」（CI, 9, p.37）の設置を決めた。ヘンネキンは、連盟創設後9年目に当たることから、その遅れを強調しているが、「工場周辺住民からの非難に油を注ぐ」との危惧を抑えてまで86年に設置されたのには、それなりに理由がある。廃水委員会設置の文脈では、ソーダ工場主連盟の「煤煙被害委員会」にならってとの記載しかないが、1884年9月29日付けの炭坑（鉱山）経営者の湧水排出禁止に関する帝国裁判所の判決が、確実に影響していた。「湧水を私的河川に排出する権利を要求するような鉱山所有者は、特別な法的根拠を証明しなければならない。1843年2月28日発布の私的河川の利用に関する法からは、そのような排出権は由来しないし、根拠づけられもしない。私的河川の河岸（所有地内を川が横切っている）所有者は、有害な影響が出ていない場合でも、鉱山湧水の排出に異議申し立てができる」（Klein, 1988, p.345）¹⁹⁾。鉱山経営に限らず、大量の廃水を排出する産業にとって大きな脅威となったからだ（Büschfeld, 1997, p.65）²⁰⁾。その判決が与えた衝撃の大きさは、1883年『行政・裁判所当局の認可に関する権限法』第99条第1項をみると、ただちに明らかになる。「農業的・産業的経営から排出される物質のうち、他人の漁業権が損害を受けるような性質のものを、被害発生に至る分量まで水流に投ずることを禁止する。ただし、農業・産業利害が優勢な場合、それら物質の投棄は地区委員会が許可できる。その際、施設所有者には、漁業被害をできるだけ低く抑えるような施設の設置を課すべきで

18) この文章は、バルメン営業査察管区の査察官記録から、そのまま引用したものだが、営業監督役人に広く共有された見解を表している（RD, 25013, pp.26-27）。

19) ライン河は、航行可能な公的河川に属しており、この判決の対象をなす私的河川には属していない（Klein, 1988, p.344）。しかし、1870年後半から大河川の汚染をめぐる議論が活発化してきており（Simson, 1978, p.375）、「化学工業の立地としてのライン河」（Cioc, 2002, p.115）といわれるように、廃水汚染が問題化しつつあったからである。

20) 1889年ヴェストファーレンの123名の繊維工場主は、その対策を練るために集会を開いたが、ビュシェンフェルトは、それを農業国家から産業国家への移行期の利害対立を象徴する事例として紹介している（Büschfeld, 1997, pp.66-67）。

ある」(Rohrscheidt, 1901, p.777)。産業利害が優勢な地域では、漁業被害をできるだけ低く抑制するような施設(浄化・沈殿池)の建設を条件にして廃水排出を許可できると定められているからである。また、万一、漁業大きな被害が出た場合にも、次の一文から看取できるように、経営に負担をかけない範囲で事後的な対応が許容されていた。「漁業権所有者の申請に基づいて施設所有者に、経営に大きな迷惑が発生しない範囲内で、被害を除去ないし大きく削減するために実現可能な予防措置を講ずるような条件を課せる」(op. cit., p.777)。

そのような背景のもと1888年2月化学連盟・役員会は、「化学工業の利害に照らしてみても、どのようなやり方で廃水問題の法規制に対処することが、合目的と考えられるかについて(廃水委員会が)提案を行う」(CI, 11, p.79)ように決定した。この使命を果たすべく当委員会が調査報告の作成を委託した人物こそが、ベルリン工科大学の私講師 K.W. ユリシュである (Jurisch, 1890)。このユリシュが、直接のターゲットに据えたのは、ミュンスターの「農業・化学調査研究所」所長である J. ケニヒの1887年の著書である (König, 1887)。このケニヒの著書は、ベルリンで開催された国際漁業博覧会に出展され、以下の理由から「廃水による汚染と、その解決について、特に魚の生息条件を考慮した最良の業績」としてザクセン国王から栄誉賞を授与されており、化学工業にとって目の上のこぶ的存在だったからである。「広範な形で存在する課題にとって最良の解決を提供した。一部は、水流の利用の、そしてまた一部は水流への廃棄物排出の結果として生ずる水流の汚染が、健康、営業、産業、農業、漁業などその他の利害に与える被害を証明した。それと同時に、様々な種類の被害に対して、効果的な化学的手段、機械施設、および建築的な予防措置に関する正確な叙述を行い、特に提案された技術的・経済的な実行可能性を証明している」(op. cit., p.III)。この場では、化学連盟が廃水問題と対処する際の基準として提案した6原則を紹介しておこう (op. cit., pp.108-109)²¹⁾。

第1に、廃水問題一般を扱うことは不可能である。廃水の性質と量、その排出先の河川の水量と流速、工場の立地する場所、土壌の条件、これまでの河川の利用状況など個別ケース毎に対処せざるを得ないからである。第2に、工場廃水の河川への排出は、必要かつ正当なものである。「河川は、廃水にとって自然の排水溝と見なされ、利用されるべきである」(Jurisch, 1890, p.108)。但し、個々のケースにつき、廃水の無害化を達成する手法として、希釈化、化学的作用および動植物の生命活動(有機的過程)の条件を検討すべきである。第3に、廃水に含まれる有害物質について、河川への排出口で一般的な限界値を設定することは不可能である。第1原則と同じく、個別的に対応せざるを得ないからである。第4に、工場廃水に起因する流行病の発生例は皆無であること。これが化学連盟の強気な対応の最大の拠り所となったという。第5に、「化学工業は、廃水によって発生する迷惑を科学と実践が与える手段を使って、できるだけ回避し削減することを義務と感じている…同時に、様々な利害を考慮する必要があり、それらの利害間の和解が不可能である場合、大規模な利害が保護されるべきである」(op. cit., p.108)と述べ、迷惑回避・削減のための最大限の努力を前提とした上で、大規模利害優

21) この6原則は、1889年化学連盟総会においてヴェーバーから報告され、「短い議論の後、提案は全会一致で採択され、また報告書作成に必要な3,000マルクの支出も承認された」(CI, 12, p.360)。

先の原則が打ち出される。この原則自体、上記の1883年行政法にも盛り込まれていたように、時代状況を反映したものにすぎないが、ユリシュは内陸漁業との国民所得形成への貢献度（1000倍）と就労者数（377倍）との比較を通じて裏付けをはかっている（op. cit., pp.98-101）。第6に、廃水問題に関する係争処理のためには、「統一的で均等な扱いを行うための帝国営業・技術局の設置が必要である」（op. cit., p.108）。化学連盟が、認可審査に関わる科学技術的判定を統一的に行うために帝国宰相・連邦参議院に繰り返し嘆願して要求してきた内容と重なっている。この6原則は、1893年10月プロイセン政府の作成した「流水法」草案に対する化学連盟の批判的姿勢を表明する際にも拠り所とされた（CI, 14, pp.441-443）。

長々と化学連盟による廃水問題に関する基本姿勢について述べてきたが、「自然の排水路としての河川」あるいは「大規模利害の優先」といった原則は、1890年代の化学企業の間では広く共有されていた。その時期、ライン河の漁業保護のために、工場廃水処理に関して厳格な条件を提案した営業監督官テオバルトは、企業寄りと片付けられるのだろうか。筆者には、労働者と住民の健康・生命・財産保護のために真剣に取り組んでいたと判断できるのだが。

94年のイエガー会社による認可申請に立ち返ろう。第3の史料は、94年10月20日付けの地区委員会による公示免除手続きの棄却に関する決定を扱っている（[03]）。それに続き、94年10月26日の地区委員会から郡長官宛の書簡は、公示免除手続きの要求を棄却し、『営業条例』・『執行規則』に則って審査することを伝えている（[04]）。その返書に当たる94年11月27日の郡長官が国王政府に送付した書簡は、計画公示後に「カイザースヴェルト市長からの報告によれば、経営拡張計画に異議申し立てはでなかった」（[05]）という。それを踏まえて地区委員会は、94年12月4日に認可文書を公布した（[06]）。前半の経過説明は、計画公示後に異議申し立てがなかったこと、従って、企業家の提出した経営説明書・図面をもとに審査したこと、「しかしながら、次の条件を課すこと」（op. cit., p.65）の2点に当てられている。後半部の認可条件の大半は、営業監督官テオバルトの提案と重なっている。追加された条件4は、『帝国営業条例』第147条第2項に従い、建設終了後ないし経営開始時点で営業査察官の立入検査を受けて、その結果を在地警察当局に報告させることを明記している。条件5は、企業家の営業査察官による立入検査に服する義務と、認可発給後3年間経営開始がない場合の認可取り消しを論じている。この営業査察官による立入検査に関わる2条件を別にすれば、実質的認可条件は営業監督官の提案になることを再確認しておきたい。

(2) 1895-96年ディッケ会社をめぐる認可闘争

もう一つの事例であるディッケ闘争は、予備審査、意見聴取会、工場の立ち入り検査、認可条件の設定の諸段階で営業監督官が果たした役割を活写している。以下では、史料の伝来する年代順に認可闘争の過程を考察するが、営業監督官の工場立ち入り検査と無認可営業の発覚、事後的な認可申請とも関連して異例の審査過程を辿ることになった。そこで全体の流れの理解を助けるために、原史料が伝来しない分も含めて認可闘争の経過をまとめたのが、表5である。それを念頭に置きながら、史料を見ていこう。

表5 1895-96年ディッケ闘争の基本的流れ

-
- 94 4.1：ディッケ会社の認可取得（炭酸マグネシウムは含まれず）[02]
日付なし（94 12月）：営業監督官の立ち入り検査と事後的認可申請の必要性 [02]
95 1.13：国王政府の指令（事後的な認可申請を行うよう）[05] →履行せず
95 4.5：警察当局の裁判所への告訴を受けた判決 [05] →10マルクの罰金か2年の禁固
95 10.12/15：新聞紙上・官報による計画公示 [01] →営業監督官・郡建築官の予備審査
95 10.24：反対派市民ヒュルズマンの地区委員会宛嘆願書（原本は伝来せず）[10]
95 11.2：口頭の意見聴取会（上級市長主宰）[01] →市民3人と都市共同体が異議申し立て
95 11.16：警察当局（助役）の経過説明と厳しい認可条件の設定提案 [01]
95 11.22：企業家から国王政府宛の嘆願 [02] →居直りの要求（認可申請は不要、損害賠償）
95 11.26：営業監督官から地区委員会宛の報告書 [04] →再度の立ち入り検査、認可条件
95 12.25：企業家の嘆願 [02] を管轄外として門前払い [06]
95 12.27- 96 1.3/1.6：意見聴取会への召喚状の発送と受理 [07][08]
96 1.7：地区委員会書記による異議申し立て内容の整理・まとめ [09]
96 1.11：反対派住民ヒュルズマンの地区委員会宛の嘆願書 [10]
96 1.14：意見聴取会（国王政府主宰）[11] →地区委員会の構成、条件付きの認可
96 1.18：国王政府の認可決定 [12] →条件は営業監督官の提案に準ずる [04]
-

[典拠] 表4に基づき筆者が作成。

最初の伝来史料、95年11月16日付けバルメン警察署長から地区委員会宛の書簡は、第一回意見聴取会に至る認可闘争の経過説明に当てられている（[01]）。ディッケ会社からの炭酸マグネシウム生産に関する認可申請の提出、営業監督官と郡建築官による経営説明書・図面の予備審査と審査合格、95年10月12、15日付けの新聞・官報紙上での計画の公示、それに対する市民3名と市当局（都市共同体）による異議申し立てが書かれている²²⁾。それを踏まえて11月2日に開催された口頭の意見聴取会では、和解に至らなかった。ここで注目したいのは、末尾に書かれた警察当局の意見である。「有害なモヤ・蒸気の量が増加する恐れという異議申し立ては、根拠なしとは考えられない」（op. cit., p.199）と述べ、反対派に与する姿勢を明らかにしている。いや、それだけではない。この時点で3条件の設定を要求しているからだ。それらは11月26日付けの営業監督官の提案とは異なっているが、以下に列記するように、具体性を帯びており、誰か専門家の意見を踏まえたことは間違いあるまい。第1に、有毒ガス発生の恐れがある製法は禁止すること。第2に、「硫酸石灰と汚泥が、街路、汚泥捕捉装置、都市排水路に大量に排出されるのを妨げるような予防措置を講ずること」（op. cit., p.199）。第3に、「ヘルベルツ会社の認可発給の際に規定された煙突高度の引き上げに準じた条件を付けること」（op. cit.,

22) 居酒屋1名、指物師1名、職業は不詳ながら反対派のリーダー格のヒュルズマンの3名である。

p.199)。なお、1884年2月19日ヘルベルツ会社の認可決定に付された条件3には、堅固な基礎工事と併せて「工場の煙突高度は、東側に隣接する会社の敷地内にある家屋（屋根）より高くすること」（田北，2011c, p.63）と述べられており、周辺の家屋の屋根より高くするよう要求している。

それに続く、95年11月22日付けディッケ会社から国王政府宛の苦情書は、営業監督官の立ち入り検査をめぐる様々な問題と併せて独占形成期の化学工業側の認可制度への姿勢を浮き彫りにしており、実に興味深い内容となっている。まず、今回の認可申請に至る事情の説明から始めている（〔02〕）。「当地の営業査察をきっかけとして、私の工場で生産している炭酸マグネシウム製造のための事後的な認可申請を行うよう強要された」（op. cit., p.110r）。12月6日付けバルメン警察当局から国王政府宛の書簡は、次のようにより詳細に記している。「ディッケ会社の工場経営に関する立ち入り検査の際に、営業監督官テオバルトは、事前の認可取得が必要な炭酸マグネシウムを生産していることを確認した。この役人は、工場所有者であるパトベルク博士に事後的な認可取得を要求するようという意見を添えて、我々に伝えてきた」（〔05〕, p.110）。営業監督官の立ち入り検査の際に、無認可での生産が発見された炭酸マグネシウムに関して事後的な認可申請を要求されたという。「強要された」という表現こそ使われているものの、『営業条例』第147条に定められた罰則規定を適用しなかったことに注意したい（BG, p.279）。営業監督官に執行権がなかったこと、そして『職務規則』に従って警察当局を通じて対処したこと、の2点を併せて確認しておきたい。

それに対して企業家は反発した。1894年4月1日に取得した認可で十分と判断して、警察当局の指示に従わなかったからだ。認可申請を不要と判断した理由を企業家は、次のように述べている。「炭酸マグネシウム生産のために建物の改築は一切不要であり、本質的にソーダ濃縮時に獲得される炭酸・石炭残滓の再利用と加工だけが問題となっているにすぎない」（op. cit., p.110）。工場施設の改築のない生産残滓の加工には、新規の認可申請は不要だというのである。この説明を行った相手は、バルメン警察当局だった。1879年『職務規則』第4条から看取できるように、営業監督官は管轄の行政・警察当局に報告して対応してもらわざるを得なかったのである。

ここで注意したいのは、ディッケ会社の言い分は、いわば化学工業を代表していたことである²³⁾。95年11月1日開催の化学連盟総会には、プロイセン上級政府顧問官の肩書きを持つフォン・ハーゲンが列席しており、企業家との間に交わされた質疑応答の記録が残されているが、その中に「小さな（経営内容）変更」時の扱いについてのやりとりがある。企業家のクレマー博士は、化学工場において生産方法の変更のたびに、新規の認可申請を行わなければならないのであれば、「工場は、近隣住民との間に絶えざる不穏と摩擦に陥ることになる」（CI, 18, p.426）との理由を挙げて、公示免除手続きの採用を要求した。それに対してフォン・ハーゲンは、『帝国営業条例』第16条の冒頭にある「住民に大きな不利益・危険・迷惑を及ぼす恐れのある」との一文を引き合いに出し、経営変更が認可制度の根幹をなすこと再確認し、それに続いて「小さな変更が積み重なって大きな変更になってしまい」、結局、事前認可制度の形骸化をもたらすと注意を促している²⁴⁾。

23) ダール会社も、1895年9月15日付けの地区委員会宛の書簡において、無認可営業に対する当局の糾弾をかわすために、工場施設と原料・製法に変更がないことを主張している（RD, 24627, 頁立てはない）。

しかし、経営者パトベルクがそれに続いてとった行動は、居直り以外の何ものでもない。国王政府宛てに「それ（認可申請）により時間のロスと図面作成など多大な費用が発生した」（op. cit., p.111）との理由を挙げて、10マルクの罰金刑の取り消しと、事後的な認可申請は不要だとの回答を要求したからだ。この苦情書に対する国王政府の返書は、12月25日付けで送付されているが、その間、営業監督官テオバルトの2度目の立ち入り検査と認可条件の提案が行われている。95年11月26日付けの営業監督官から地区委員会宛の書簡をみてみよう（[04]）。「問題の（炭酸マグネシウム）生産は、大きな迷惑の原因とはなっておらず、従って後記の条件を付けて認可を発給できよう」（op. cit., p.198）。第1に、「石灰・石膏の汚泥が完全に除去された後の廃水だけを排出すること」（op. cit., p.198r）と、やはり廃水処理が筆頭にきている。第2に、「工場の作業場において健康に有害となるほど大量の炭酸を排出しないし蓄積しないように、予防措置を講ずること」（op. cit., p.198r）と、労働者保護のためのガス排出の抑制を定めている。第3に、ジモンズの「二重の監督制度」説を裏づけるかのようになり、化学産業界の定めた事故防止規定を遵守するよう要求している（Simons, 1984）。

12月6日付けでバルメン警察当局が国王政府宛てに発信した書簡は、パトベルク博士の居直りの議論に怒り心頭に発したのか、手厳しい内容となっていた（[05]）。その経過説明を一瞥してみよう。営業監督官からの提案に基づいた、95年1月13日付けの国王政府の指令にディッケ会社は従わず、事後的な認可申請の要求を放置したことである。その後、王立行政裁判所に訴えられたようで、95年4月5日付けの判決により10マルクの罰金か2年の禁固刑を言いわたされた²⁴⁾。ここまで来て、ようやく認可申請に踏み切った企業家の誠意に欠ける姿勢に鑑みて、「その認可申請を棄却するよう」要請している。その後、12月25日に国王政府はディッケ会社の苦情書に返書を送った（[06]）。それは「苦情を根拠なし」（op. cit., p.112）として門前払いする内容だった。すなわち、罰金刑の取り下げ要求については「裁判所の決定に影響を及ぼすような権限はない」（op. cit., p.112）と、そして炭酸マグネシウム生産に関する認可問題も、「地区委員会が、現在、その生産の認可義務の有無について審議している」と述べ、いずれも管轄外として退けている。

その後の作業は、96年1月14日開催の意見聴取会に向けて進められた。95年12月27日にバルメン上級市長を含む反対派4名と企業家と、意見聴取会の議長役を務める行政裁判所長官と専門家の資格で参加する営業監督官の2人に召喚状が送付された（[07]）。その受領証は、96年1月3 - 6日に伝来している（[08]）。また、地区委員会の書記が反対派の意見をとりまとめて準備を急いだ（[09]）。以下では、96年1月14日開催の意見聴取会と1月18日の認可決定（[11]、[12]）と、その直前に反対派の

24) 化学連盟の法律顧問に当たるL. フォッセンは、「大きな変更」を次のように限定するように提案している。「認可義務ある大きな変更とは、発給済みの認可によってはカバーできない、そして前倒して（認可発給時点で明示のか暗黙的かを問わず見送られて）いない、作業場や経営の位置や性格の変更が行われ、それによって工場近隣の土地所有者と住民、ないし大衆が、既存の施設と結びついているのとは異なる新たな、あるいはこれまで以上に大きな危険、不利益、迷惑を受ける恐れがある場合、に限定される」（Vossen, 1907, p.393）。認可発給時点で予定されていた生産残渣（副産物）の再利用は、工場施設に変更が加えられない限り、認可申請の必要はないことになる。

25) 1891年バルメン営業査察地区の監査の機会を利用してテオバルトが実施した7つの工場（ガス施設1、化学工場2、鍛造所3、錫メッキ工場1）の査察について次のような報告をしている。「一部は無認可のもと、また一部は不完全な認可のもとに経営されていた。それら施設の所有者は、事後的な認可申請を急ぎ行うように指示された。処罰の申請は、1件だけだった」（RD, 24648, 1891, p.137）。罰則の要求は、例外だったのである。

ヒュルズマンから地区委員会に送付された嘆願書（[10]）とに検討を加えよう。

ヒュルズマンは、「95年4月24日付けで地区委員会宛に提出した当該工場に対する異議申し立ての立場を堅持する」（[10], p.206）として、95年10月12-15日の計画公示後の立場表明を繰り返している。その主張は、無認可営業が周辺住民に大きな迷惑を及ぼしていただけに、厳しい内容となっている。「パトベルク博士が、認可を取得せずに長期間製造してきた（炭酸）マグネシウムは、周辺地域（住民）に大きな迷惑を及ぼしてきたので、公衆衛生的な理由から、もっと早くに営業停止にならなかったのか説明できないほどである」（op. cit., p.206）と述べて、営業停止処分を妥当だと考えている。それに続いて、被害の実態の説明に移る。第1に、近隣住民と並んで「路面電車と一般の通行人に対し、悪臭を放つモヤの排出削減措置をとっていない」（op. cit., p.206r）。特に、作業場での生産が窓を開け放ったまま行われているからである。第2に、「最も健康に有害で強烈な悪臭を放つ蒸気の発生する作業を夕刻に行っている」（op. cit., p.206r）。今ひとつ明瞭ではないが、夕食（準備）時に迷惑なガスが排出されていると苦情を寄せている。第3に、悪臭を放ち汚泥を含むような廃水の垂れ流しである。ここでは、イエガーの事例と違って、排出ガス問題が廃水処理より大きな比重を占めていることを指摘しておきたい。最後に、無認可で行われてきた炭酸マグネシウム生産が与える健康被害について論じている。「大半は労働者の居住する活気ある市区に（工場が）あることを考慮して、医療委員を通じて調査していただくようお願いしたい」（op. cit., p.206r）と述べ、地区委員会による認可拒否を嘆願した²⁶⁾。

95年1月14日に口頭の意見聴取会が開催され、それを踏まえて地区委員会の決定が下された（[11]）。1月18日付けの認可決定は、それを正式の文書にとりまとめたものなので、ここでは前者を中心に考察する。まず、審議担当者と両当事者のうち参加者名が挙げられている。議長役は、行政裁判所長官のリュトゲン。それに続く4名が地区委員会の構成員だと考えられる。政府顧問官の資格をもつ（法律の専門家）ブレム博士、金利生活者のW.ブランク、商業顧問官のF.ライエン²⁷⁾、農場所有者のA.アルデンヒルテン。それと並んで書記のシュルツェと営業監督官テオバルトが加わる。異議申し立てをした4人（バルメン市当局を含む）とパトベルク博士も列席している。審議経過については、ごく簡略な説明が加えられている。反対派のヒュルズマンが、95年11月26日付けの営業監督官テオバルトによる認可条件を読み上げたのにたいして、企業家が「2-3ヶ月前に予防措置を講じたので石灰・石膏を含む汚泥は、もはや排出されていない」（op. cit., p.210r）と回答した。その後、「合議団」（地区委員会と行政裁判所長官、営業監督官）は協議後に次の決定をくださった。「営業監督官テオバルトの客観的な鑑定書によれば、（炭酸マグネシウムの）生産は、大きな迷惑を及ぼさないこと、そして企業家は既に営業監督官の提案した条件を満たしていること」（op. cit., pp.210r-211）を考慮して、営業監督官の提案した3条件を付けて認可発給を決めた。

26) ここでは、米国における環境史研究の好みのテーマである「環境公正（正義）」が話題となっているが、この問題については、張、2012, p.55を参照されたい。

27) F.ライエンは、P.クリーテの業績が教えるように、都市クレーフエルトの絹織物企業家である（田北、1996）。また、ライエン一族のコンラットの娘アマリエは、1854年に環境派の上級市長A.プレットと結婚している（Romeyk, 1985, p.378）。

ここでは、ヘンネキングが指摘したように、営業監督官は条件付きの認可発給を促進するような役割を演じている。しかし、それは営業監督官が企業家寄りだったことを証明するのか、それとも中立的な立場を強調するウェケッターの所説が適切なのだろうか²⁸⁾。筆者には、ウェケッターに分があるように見える。何よりも、立ち入り検査時に発見した無認可生産について、事後的な認可申請を要求している。確かに、最終的には企業家の対処可能な範囲での条件を提案したが、それをもって「企業家の自由裁量に委ねる仕方での条件設定」(Henneking, 1994, p.328)と解釈するのは、一方的にすぎる。何よりも、イエガー工場の廃水検査結果に基づいて行われた漁業保護を目的とした条件の提案が、その反証を提供している。

それと同時に注目しなければならないのは、認可条件の提案に当たり営業監督官が考慮した事情である。それを直接表現した一節を、営業監督官テオバルトの作成した1890年度『年次報告書』から紹介しよう。厳しい条件付きの認可発給に走りがちな当局の姿勢に反省を迫りつつ、「工場の近隣住民と労働者の保護の観点からみると疑いを挟まざるをえないケースがある。認可発給権をもつ当局は、(営業監督官に)認可条件の設定を要請する場合を除いて、被害と迷惑の回避に繋がるような全ての条件を、通常考慮しているようだ」(RD, 24648, 1890, pp.122-123：傍点は原文)。1891年バルメン警察署長発信の前述の書簡からも看取できるように、厳格すぎる条件設定は違反続出に帰結することを十分に承知しており、はるかに実効性の高い「大きな不利益、危険、迷惑の回避」のための条件設定を心がけていたからである。従って、技術の到達状況が自ずから認可条件の限界となるわけだが、それは企業家・労働者の仲介と工場近隣住民の保護とを目指す営業監督官の妥協の選択だったと考えられよう(Uekötter, 2003, p.140)。最後に、バルメン営業監督制度が、適切に機能していたことを見るために、1892年12月1日に実施された営業監督官の監査報告を紹介しておこう。まず、「産業施設の労働者と近隣住民の保護に関する法規定の執行については、査察の折りに十分注意が払われている。また、労働者の利害において望ましいと考えられる諸点も考慮されている」(RD, 24648, 1892, p.8)と、労働者・近隣住民保護の職務が忠実に遂行されていると述べている。それに続いて、次のように述べ、工場査察時に発見された問題の処理のためにも市・警察当局と連携して取り組んでいると評価している。「法的に定められた状況を達成するために企業家にしばしば書面を通じて連絡を取り、また所轄の警察当局にその写しを送って事後的査察を要請し、問題処理後に返還させている。その種の処理済みの文書が多数存在している。重要度が落ちる場合、発見された弊害の除去を企業家に口頭で依頼し、行ったことを書面で報告するよう要請している。その種の報告も文書の中に多数見いだせる」(op. cit., pp.8-9)。1891年の営業監督制度の拡充直後のデュッセルドルフ行政区において営業監督官は、92年の『職務規則』に則りつつ中立的立場から住民保護のために最大限努力を傾けていたのである。

28) ウェケッターは、少数の例外を除き、中立的立場を貫いたと考えている。挙げられた例外とは、産業振興の旗振り人である「商工業局」に属するヴェルテンベルクの営業監督官と、また都市プレーメン特有の事情から「産業を支持することが役目」(Uekötter, 2003, p.136)と考えていた営業監督官H. ヴェーゲナーとである。

むすび

本論では、1890年代半ばデュッセルドルフとバルメンに立地する2つの化学企業を対象に据え、認可審査・認可闘争において営業監督官が果たした役割を検討した。その際、1879年と1892年の『職務規則』を主な論拠にして「営業監督官を企業家寄りの専門家」と捉えてきた古典学説の再検討を試みた。その限りで、経済還元主義に代表される既成の「大理論」への安易な依拠を戒める環境史研究の潮流を意識しており、同時に史料基盤を拡大しつつ古典学説に果敢に挑戦したウェケッターの所説に通底するところがある。ただ、筆者は、認可闘争（審査）に関連した諸主体とそれらが依拠する法制的・社会経済的なゲーム・ルールの変化の観点からアプローチしており、検討結果は自ずから大きく異なることを指摘しておきたい。最後に、本論の考察手順に沿って得られた成果を要約することで、結びに代えたい。

まず、Iでは営業監督制度の史的展開過程を簡単に辿り、同時に1880年代以降の認可制度の変化と関連づけながら課題を絞り込んだ。

デュッセルドルフ行政管区は、19世紀最後の四半期に西部ドイツ最大の産業都市と呼ばれたエルバーフェルトとバルメンを控え、後のルール工業地帯の心臓部でもあった関係から、若年労働者保護に関わる営業監督制度に早くから高い関心を示していた。19世紀半ばには在地委員会と、後の営業査察官につながる「工場査察官」も任命されていたが、大きな成果をあげることはできなかった。その意味から、1878年の営業監督官の設置義務化は、制度改革の第一歩となった。その翌年発布された『職務規則』は、これまでの労働者保護に「工場近隣住民の保護」を新たな職務分野として追加した。いやそれだけではない。1884年営業監督官は、認可審査においても重要な役割を担うようになったからである。すなわち、郡医師に代わり郡建築役人ともども申請された書類・図面の予備審査を担当し、同時に認可決定の場ともなる意見聴取会に専門家の資格で参加することになった。しかし、上記の『職務規則』に定められた、労働者保護との兼務による多忙さ、不法行為発見時の直接の執行権の欠如、および技術知識・経験に基づく企業家・労働者（大衆）間の仲介的・助言的活動の奨励の3規定は、彼らが近隣住民保護の仕事には「熱意を示さず」、「企業家寄りの活動」に終始したとの主張によって大きな拠り所を提供した。

制度改革の第2ステップは、1891年営業監督管区内の営業査察地区の設置と監督役人の増員である。デュッセルドルフ行政管区には5つの営業査察地区が設けられ、監督役人もそれまでの3名から12名に増員された。この改革も、1891年以降の『営業監督官の年次報告書』から読み取れるように、工業化の進展に伴う工場（ボイラー）査察、会議出席と文書作成の多忙さから彼らを解放するには至らなかったが、情報収集の徹底と円滑化を通じて実情的確な把握を可能にした。それが、ひいては営業監督官の下す判定の下敷きとなったと考えられるが、その問題は機会を改めて論じてみたい。

ところで、営業監督官の認可審査への関与は、1880年代の認可制度における一大変化の一角を占めるにすぎない。まず、1883年『行政法』は、人口1万人以上の都市における化学企業の認可審査の窓口を、法律・医療・建築の専門家から構成される合議団から地方名士からなる地区委員会に変更しており、これまで以上に科学技術の専門家としての意義が増していたからである。次に、1870年代まで

市当局・住民にとって抵抗の最大の拠り所を提供し、審査当局も判定基準の重要な要素に据えてきた現地状況（地理・風向、工場までの距離）は、科学技術主義の台頭のなかで後退してきた。それと同時に、産業都市・産業地域では「その場では甘受すべき汚染水準」の原則が、1880年代以降漸次社会に浸透してきてきたことを忘れてはならない。以上のような認可審査の窓口機関の交替や判定基準の変化と営業監督官の認可審査の時期的符合は、ともすれば営業監督官を「企業家のための科学的専門家」（Stolberg, 1994, pp.314-315）と理解する所説を支持するかのように見える。とりわけ、近年、カールは営業監督官に関する人物史的研究を通じて、1870-80年代以降、機械・鉱山・化学など大学教育を受けた専門家の登用を確認しており、それはデュッセルドルフ行政管区にも当てはまるからである。なお、筆者と同じように認可闘争（審査）関係の史料を利用したヘンネキंकからも古典学説の立場が共有されていることを付言しておく。

II では、認可闘争（審査）において営業監督官が果たした役割を考察するために1890年代半ばの2つの事例を取り上げた。その際、史料文言の平板な解釈に終わらず、時代的文脈内に問題を位置づけつつ接近するよう心がけたが、その主要な成果は次の通りである。

第1に、ディッケ会社の事例は、営業監督官の直接の執行権の欠如を印象づけた。すなわち、工場査察により発見された不正処理に関して警察当局経由の是正要求を出しており、『職務規則』に定められた手続きを踏襲していたからである。それと同時に、事後的な認可申請を要求して、『営業条例』第147条に謳われた罰則規定の適用に踏み切っていない点に注目したい。それこそが、営業監督官に求められる企業家・労働者への助言的活動を象徴的に示していると考えられるからである。1891年度の『営業監督官の年次報告書』によれば、バルメン営業査察地区の監査に赴いたテオバルト博士は、大半の工場に事後的な認可申請を要求しており、罰則適用は1例に止めたことが知られている²⁹⁾。

第2に、いずれの場合にも営業監督官は、科学者として中立的な立場から鑑定を行い、認可条件を提案しており、「企業家の自由裁量」（Henneking, 1994, p.328）に委ねるようなことはなかった。イエガー会社の場合、計画公示後に異議申し立てが出なかったにもかかわらず、工場廃水の分析結果を踏まえて漁業被害が出ないように条件を設定し、万一、被害が発生した時の改善措置も指示している。1886年に化学連盟は「廃水委員会」を設置して、廃水問題に本格的に取り組んできており、伝染病の原因と一度もなっていないことを拠り所にしつつ強気の攻勢に転じていただけに、漁業保護の観点から条件を提案したことは注目される。すなわち、ベルリン工科大学のユリシュ講師が提示し化学連盟からも承認された、廃水処理の6原則から読み取れるように、「河川は自然の排水路」、河川をめぐる利害対立が和解不能なとき「大規模な経済利害の優先」を主張していたからである。他方、ディッケ会社の場合にも、営業監督官は2度立ち入り検査を実施して、労働者・住民保護のための廃水排出とガス発生を抑制を促す条件を提案している。全体として技術的に実現可能性の高い条件が提案されており、その限りで「技術的な発達水準が対応の限界」（Uekötter, 2003, p.141）との指摘は正しい。しかし、I で紹介した1891年バルメン警察署長から国王政府宛ての書簡からも明らかのように、厳格すぎ

29) 典拠を含めて、前掲の脚注24を参照せよ。

る条件設定は、かえって違反の続発と被害拡大につながることを十分承知しての現実路線とも見なせよう。ここでも企業家・労働者（大衆）間の仲介的役割を読み取れるのである。

第3に、営業監督官を含む審査担当者は、企業家の活動実績を見据えた上で認可審査に取り組んでおり、「企業家寄り」との暗黙の前提から出発することは誤りに属する。イエガー会社の場合、公示免除手続きの採用要請に対して営業監督官は、書類・函面の審査に基づきゴーサインを出したが、郡長官は「ライン河への廃水垂れ流し」の前科に鑑みて、慎重な対応を要求した。その提案を受けた地区委員会も、営業監督官に廃水分析と認可条件の提案を依頼しており、結局、認可文書のなかに漁業保護のための条件を取り入れた。ディッケ会社の場合にも、警察当局からの事後的な認可申請の要請にもかかわらず、それを顧みないまま経営を続けて罰金刑に処せられたことが大きく影響した。警察当局は、地区委員会に認可拒否の決定を要求したが、警察当局の提案と比べて緩やかな条件を提示した営業監督官の鑑定に沿って認可を発給している。無認可営業や条件違反を繰り返す企業家には、手厳しい評価が下されたのである³⁰⁾。

ついでながら、認可審査担当者と企業家との間の緊張関係は、化学連盟の機関誌からも読み取れる。1886年の役員会において認可制度の技術的問題点に関するアンケートの回収率が意外と低かった理由が、次のように説明されている。「個々の企業にとって、現在の（認可審査）状況を支持できないという文書的な証拠を提供することは、迷惑だと考えられたのだろう。なぜなら、それらの証拠書類を公然と利用されることで、自らの不愉快さ（不利益）の種を播くか、あるいは個人的に親しい役人を傷つけたりする危険があるからだ」（CI, 9, pp.35-36）。寡占の大企業の形成が進む90年代にそのような関係は変化してくる。ディッケ会社は、工場施設と原料・製法に変更なしとみなし、事後的な認可申請をしばらく放置したが、その理由は化学連盟が主張する、「小さな修正」時に認可申請は不要との立場に立っていたからである。しかし、結局、警察当局の訴えを受けた行政裁判所により罰金刑に処せられており、審査当局の目こぼしなどなかったことを再確認しておく。

『営業監督官の年次報告書』は、職務多忙の叫びに満ちており、また本来中立的であるべき営業監督官が「労働者・隣人」保護の立場から意見聴取会に参加することへの疑問も載せていて、その史的扱いに慎重を要することはいうまでもない（RD, 24648, 1891, p.13）。しかし、認可闘争（審査）関係の史料、法制的史料や化学連盟の機関誌に掲載された議事録などと併せて利用する限り、営業監督官テオバルト博士が、バーデンの営業監督官フクスのように、工場近隣住民の保護に「不熱心」だったとは考えがたい。本論の事例研究から判断する限り、営業監督官は『職務規則』に縛られながらも、工場の近隣住民保護のために可能な限り努力していた。その意味から、現実的な認可条件の提案も「企業家寄りの科学技術主義の旗振り人のなせるわざ」というよりは、むしろ技術的知識と職務経験に基づく企業家・労働者・大衆間の仲介的・助言的活動という指針に沿った、一種の「妥協の産物」と解釈できよう。

30) ダール染料会社の認可申請に対して、営業監督官は1896年無認可営業後に態度を一変して厳しい態度で臨んだ事実が知られている。95年11月13日付けのテオバルト博士の鑑定書を参照せよ（RD, 24627, 頁立てはない）。

史料・文献目録

<未刊行史料>

ノルトライン・ヴェストファーレン州立文書館（デュッセルドルフ）所蔵史料。

文書番号 Regierung Düsseldorf (RD と略す)

- 1.RD, 13260: Acta betreffend die Anlage einer Fabrik zu Lohausen zur Herstellung von Anilinblau, Anilinviolet, Anilingrün und Schwefeläther Seitens des Carl Jäger zu Barmen Vol.1 (1875-1889).
- 2.RD, 24607: Anlage chemischer Fabriken, Bd.11 (1883-1884).
- 3.RD, 24608: Anlage chemischer Fabriken, Bd.12 (1884-1885).
- 4.RD, 24609: Anlage chemischer Fabriken, Bd.13 (1885-1889).
- 5.RD, 24610: Anlage chemischer Fabriken, Bd.14 (1890-1891).
- 6.RD, 24611: Anlage chemischer Fabriken, Bd.15 (1891-1894).
- 7.RD, 24612: Anlage chemischer Fabriken, Bd.16 (1894-1897).
- 8.RD, 24623: Anlage chemischer Fabriken, Bd.27 (1909-1910).
- 9.RD, 24627: Chemische Fabrik A.Dahl in Elberfeld (1889-1899).
- 10.RD, 24640: Acta betreffend die chemische Fabrik-Anlage des Wesenfeld & Co. zu Barmen (1845-1873).
- 11.RD, 24645: Acta betreffend die Anilinfarben-Fabrik des Carl Jäger in Barmen an der Wasserstrasse (1863-1875).
- 12.RD, 24648: Jahresbericht des Gewerberats (1884-1894).
- 13.RD, 10665: Jahresbericht des Gewerberats (1894-1906).
- 14.RD, 25013: Jahresbericht der Gewerbeinspektion (1892).
- 15.RD, 33441: Akten betreffend die Einrichtung chemischer Fabriken, Bd.28 (1908-1909).

<刊行史料>

Bundes-Gesetzblatt des Norddeutschen Bundes. (BGと略す)

Gesetz-Sammlung für Königlichen Preussischen Staaten. (GSと略す)

Reichs-Gesetzblatt. Reichsministerium des Innern. (RGと略す)

Ministerial-Blatt für die gesammte innere Verwaltung in den Königlichen Preussischen Staaten.

(Mblと略す)

Der Verein zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands (ed.), *Die Chemische Industrie.*

(CIと略す)

<研究文献・論文>

Andersen, A., 1990, “Roth, blau und grün angestrichene, Schrecken erregende Gestalten”. Farbstoffindustrie und arbeitsbedingte Erkrankungen. in: Andersen, A./Spelsberg, G. (ed.), *Das Blaue Wunder. Zur Geschichte der synthetischen Farben.* Köln, pp.162-192.

Andersen, A., 1996, *Historische Technikfolgenabschätzung am Beispiel des Metallhüttenwesens und der Chemieindustrie 1850-1933.* Stuttgart.

- Arnold, T., 1990, "Ein leichter Geruch nach Fäulnis und Säure...". Wasserverschmutzung durch Färberei und frühe Farbenindustrie am Beispiel der Wupper. in: Andersen, A./Spelsberg, G.(ed.), *Das Blaue Wunder*. Köln, pp.145-161.
- Bayerl, G., 1994, Prolegomenon der "Grossen Industrie". in: Abelshauser, W.(ed.), *Umweltgeschichte*. Göttingen, pp.29-57.
- Beyer, E., 1876, *Die Fabrik-Industrie des Regierungsbezirkes Düsseldorf vom Standpunkt der Gesundheitspflege. Mit Genehmigung der Königlichen Regierung zu Düsseldorf für die internationale Ausstellung für Gesundheitspflege und Rettungswesen in Brüssel dargestellt*. Oberhausen a.d.R.
- Brüggemeier, F. J., 1996, *Das unendliche Meer der Lüfte. Luftverschmutzung, Industrialisierung und Risikodebatten im 19. Jahrhundert*. Essen.
- Brüggemeier, F. J./Rommelspacher, T., 1992, *Blauer Himmel über der Ruhr. Geschichte der Umwelt im Ruhrgebiet 1840-1990*. Essen.
- Brüggemeier, F. J./Toyka-Seid, M.(ed.), 1995, *Industrie-Natur. Lesebuch zur Geschichte der Umwelt im 19. Jahrhundert*. Frankfurt am Main/New York.
- Büschefeld, J., 1997, *Flüsse und Kloak. Umweltfragen im Zeitalter der Industrialisierung (1870-1918)*. Stuttgart.
- Carl, R.W., 1926, *Carl Jäger GmbH. Anilinfarbenfabrik 1823-1923*. Düsseldorf.
- Cioc, M., 2002, *The Rhine. An Eco-Biography, 1815-2000*. Seattle/London.
- Fuchs (der Badische Fabrikinspektor), 1901, Die Gewerbeinspektion in Deutschland. Bericht, erstattet an den internationalen Kongress für gesetzlichen Arbeiterschutz in Paris. in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 25, pp.113-138.
- Henneking, R., 1994, *Chemische Industrie und Umwelt. Konflikte um Umweltbelastungen durch die chemische Industrie am Beispiel der Schwerchemischen, Farben- und Düngemittelindustrie der Rheinprovinz (ca.1800-1914)*. Stuttgart.
- Hoth, W., 1975, *Die Industrialisierung einer Rheinischen Gewerbestadt - dargestellt am Beispiel Wuppertal*. Köln.
- Hüttenberger, P., 1992, Umweltschutz vor dem Ersten Weltkrieg. Ein sozialer und bürokratischer Konflikt. in: Hoebink, H. (ed.), *Staat und Wirtschaft an Rhein und Ruhr 1816-1991*. Essen, pp.268-284.
- Jurisch, K.W., 1890, *Die Verunreinigung der Gewässer. Eine Denkschrift im Antrag der Fluss-commission des Vereins zur Wahrung der Interessen der chemischen Industrie Deutschlands*. Berlin.
- Karl, M., 1993, *Fabrikinspektoren in Preussen. Das Personal der Gewerbeaufsicht 1854-1945. Professionalisierung, Bürokratisierung und Gruppenprofil*. Opland.
- Klein, U., 1988, Die Gewässerverschmutzung durch den Steinkohlenbergbau im Emschergebiet. in: Teuteberg, H.J.(ed.), *Westfalens Wirtschaft am Beginn des "Maschinenzeitalters"*. Dortmund, pp.337-359.
- Kloepfer, M., 1994, *Zur Geschichte des deutschen Umweltrechts*. Berlin.
- Köllmann, W., 1955, *Wirtschaft, Weltanschauung in der Geschichte des Wuppertals*. Wuppertal.

- Köllmann, W., 1960, *Sozialgeschichte der Stadt Barmen im 19. Jahrhundert*. Tübingen.
- König, J., 1887, *Die Verunreinigung der Gewässer: deren schädliche Folge, nebst Mitteln zur Reinigung der Schmutzwasser*. Berlin.
- Mieck, I., 1967, "Aerem corrumpere non licet". Luftverunreinigung und Immissionsschutz in Preussen bis zur Gewerbeordnung 1869. in: *Technikgeschichte*, 34, pp.36-78.
- Mieck, I., 1983, Umweltschutz zur Zeit der frühen Industrialisierung. in: Kellenbenz, H. (ed.), *Wirtschaftsentwicklung und Umweltbeeinflussung (14.-20. Jahrhundert)*. Wiesbaden, pp.231-246.
- Mieck, I., 1989, Industrialisierung und Umweltschutz, in: Calliess, J./ Rösen, J./ Striegnitz, M. (ed.), *Mensch und Umwelt in der Geschichte*, Pfaffenweiler, pp.205-228.
- Poerschke, S., 1913, *Die Entwicklung der Gewerbeaufsicht in Deutschland*. Zweite, verbesserte und erweiterte Auflage. Jena.
- Pohl, H./Schaumann, R./Schönert-Röhlk, F., 1983, *Die chemische Industrie in den Rheinlanden während der industriellen Revolution*. Bd.1 (Die Farbenindustrie), Wiesbaden.
- Radkau, J., 1997/99, Technik- und Umweltschichte. Teil I, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 48, pp.479-497. Teil II, in: *Geschichte in Wissenschaft und Unterricht*, 50, pp.250-258. Teil III, pp.356-384.
- Rohrscheidt, K., 1901, *Die Gewerbeordnung für das Deutsche Reich in der Redaktion vom 26. Juli 1900 mit sämtlicher Ausführungsbestimmung für das Reich und für Preussen*. Leipzig.
- Romeyk, H., 1985, *Verwaltungs- und Behördengeschichte der Rheinprovinz 1816-1945*. Düsseldorf.
- Scheinert, W., 1988, Joseph Wilhelm Weiler, Julius Weiler und das Anilin; Zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Teerfarbenindustrie und der chemischen Technik vor dem Ersten Weltkrieg. in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 33, pp.217-231.
- Simons, R., 1984, *Staatliche Gewerbeaufsicht und gewerbliche Berufsgenossenschaften*. Frankfurt am Main.
- Simson, J., 1978, Die Flussverunreinigungsfragen im 19. Jahrhundert. in: *Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 65, pp.370-390.
- Stolberg, M., 1994, *Ein Recht auf saubere Luft?* Erlangen.
- Uekötter, F., 2003, Das organisierte Versagen. Die deutsche Gewerbeaufsicht und die Luftverschmutzung vor dem ökologischen Zeitalter. in: *Archiv für Sozialgeschichte*, 43, pp.127-150.
- Uekötter, F., 2007, *Umweltgeschichte im 19. und 20. Jahrhundert*. München.
- Vossen, L., 1909, Das Recht der gewerblichen Sachkonzession und seine unerlässliche Reform. in: *CI*, 32, pp.323-327, 359-362, 388-393.
- 加来祥男, 1986, 『ドイツ化学工業史序説』 ミネルヴァ書房。
- 工藤章, 1999, 『現代ドイツ化学企業史：IG フェルペンの成立・展開・解体』 ミネルヴァ書房。
- 田北廣道, 1996, 「プロト工業化から手工業地域へ：第8回国際経済史会議以降の欧米学界」『経済学研究（九州大学経済学会）』 62-1, pp.149-169。
- 田北廣道, 2000, 「ドイツ学界における環境史研究の現状：エネルギー問題への接近方法を求めて」

- 『経済学研究』 67-3, pp.61-85。
- 田北廣道, 2003, 「18-19世紀ドイツにおけるエネルギー転換：『木材不足』論争をめぐって」『社会経済史学』 68-6, pp.41-54。
- 田北廣道, 2003a, 「『ドイツ最古・最大』の環境闘争：1802/03年バンベルク・ガラス工場闘争に関する史料論的概観」『経済学研究』 69-3・4, pp.235-269。
- 田北廣道, 2004, 『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会。
- 田北廣道, 2004a, 「19-20世紀ドイツにおける環境行政の諸局面：環境史の挑戦」『経済学研究』 70-4・5, pp.311-339。
- 田北廣道, 2004b, 「19世紀ドイツ環境史：『エコ革命』？」『九州歴史科学』 32, pp.68-70。
- 田北廣道, 2004c, 「ドイツ中世都市『最古の悪臭防止文書』：15世紀後半のケルン経済社会」藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像：史料と理論の対話』九州大学出版会, pp.543-568。
- 田北廣道, 2006, 「19世紀後半プロイセンにおける工業化と環境立法の整備：住民運動活性化の引き金」『経済学研究』 72-5・6, pp.19-63。
- 田北廣道, 2008, 「ルール地方の化学工業と環境運動：1875-77年イエガー染料会社を例として」『経済学研究』 74-5, pp.47-91。
- 田北廣道, 2009, 「ドイツ化学工業勃興期の環境闘争：1864-1872年イエガー染料会社の場合」『経済学研究』 75-4, pp.27-73。
- 田北廣道, 2010, 「19世紀ドイツの工業化と環境闘争：政策主体アプローチの可能性」『歴史科学』 201, pp.1-14。
- 田北廣道, 2010a, 「1872-75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相」『経済学研究』 77-1, pp.71-119。
- 田北廣道, 2011, 「社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性」(1)『経済学研究』 77-5・6, pp.73-107。
- 田北廣道, 2011a, 「20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例」『経済学研究』 78-1, pp.41-79。
- 田北廣道, 2011b, 「プロイセン『一般営業条例』導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として」『経済学研究』 78-2・3, pp.63-91。
- 田北廣道, 2011c, 「独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争：1880年代半ばの2つ事例研究」『経済学研究』 78-4, pp.41-80。
- 田北廣道, 2012, 「1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争：『住民保護』の頂点」『経済学研究』 78-5・6, pp.17-58。
- 田北廣道, 2012a, 「社会経済史学と環境史：対象・方法の革新」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立80周年記念）』有斐閣, pp.169-182。
- 田北廣道, 2012b, 「19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染：1869/73年ヴェーゼ化学会社

- の例』『経済学研究』79-1, pp.39-65。
- 田北廣道, 2013, 「19世紀～20世紀初頭ドイツにおける認可闘争とゲーム・ルール：営業認可制度を中心」『経済学研究』79-5/6, pp.79-117。
- 田北廣道, 2013a, 「日欧エネルギー・環境政策の行方：環境史との対話」『国際比較研究（愛媛大学）』第9号, pp.47-74。
- 田北廣道, 2013b, 「第一次大戦前のドイツ化学工業と認可闘争：主体配置の変化と科学技術主義の勝利」『経済学研究』80-1, pp.59-110。
- 張ミヨウ, 2012, 「米国環境史と経営史・経済史：石油産業への接近方法を求めて」『経済論究（九州大学大学院）』143, pp.51-75。
- 馬場哲, 2000, 「フランクフルトのヘヒスト合併：大都市拡大と地域の再編」『社会経済史学』66-1, pp.23-42。
- 馬場哲, 2002, 「ヨーロッパ近代都市史：ドイツを中心として」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望（社会経済史学会創立70周年記念）』有斐閣, pp.480-490。
- 馬場哲, 2004, 「第2帝政期ドイツの上級市長：F. アディケスの都市政策と政策思想」今井勝人・馬場哲編著『都市化の比較史：日本とドイツ』日本評論社, pp.121-154。

[九州大学大学院経済学研究院 教授]